

# 青山、志賀家墓所の空想と夢想（一）

## ——墓参史の意味——

町田 榮

### 要 旨

何かにつけて、あまりに引用され過ぎてはいるが、若き志賀直哉は、

人間は——少なくとも自分は自分にあるものを生涯かゝつて掘り出せばいいのだ。自分にあるものを mine する。これである。（明治四十五年三月七日付日記）

という。後述するが、画期的な夢見に接し、とみに自己省察を顕著に語る、そのころの発言だ。

終始、夢に関心を持ち続けたこの作家は、つねに、無意識層に耳目を開いていた。「自分にあるもの」、つまり無意識の形象、伝信を「掘り出」そうと努める。「自分」ひとりのそれは「人間」に通じる。志賀は、最深奥の「もの」の普遍性を信じて疑わぬ。意識の表層の自我拡充にとどまっていなかった。無意識と意識との直結、一致を目指す。晩年、八十歳の制作『盲亀浮木』（昭和三八・八『新潮』）の比喻は同義である。

このような志賀文学の考察に青山共同墓地内、志賀家墓所を軸に立ててみた。墓地文学の傑作、題意通りの『城の崎にて』、墓参場面で前後を画した父子『和解』の作家だからである。墓域にあって、志賀はどのような「空想」を夢に描き、また、どのような「夢想」を授かったか。内心の営みが多くの作品を紡ぎ出す。

考察の内訳は次のようなものである。副題を示す。

・墓参史の意味（本誌に掲載）

・慧子の誕生、死、その埋葬（本学『国文学科報』二七号に掲載）

・『城の崎にて』の問題

・大正六年七月三十一日の墓参

・「空想家」の改題・改稿「夢想家」

・『赤西蠣太』形成考

・『或る朝』の研究

・『暗夜行路』前後篇の出發

1

志賀家の墓所は現、東京都青山霊園内にある。すでに、百年の歳月を  
けみしている。

かつて麻布、赤坂、青山のあたりは江戸期以来の名刹、古寺が多く点在していたという。明治五（一八七二）年八月十六日に、美濃の国郡上藩あるいは八幡藩四万八千石、その七代旧藩主青山大膳亮幸宜の下屋敷跡に共葬地が官許、創設される。周辺の菩提寺墓地とは違う。まして村はずれ、町はずれに、宅地の一隅に自然発生した墓群、墓原とは似もつかぬ。訪れる墓参者も異なる。墓参の風も新しくしよう。

信教を問わず、宗旨によって拒むこともない。広大な地を占め、区画化され、日々墓標を加えて行く共同神葬地の出現は、一種の異観であつたろう。移入して来た東京人の必要に応じながら、やがて落ち着く。明

る公園墓地への訪れは、もはや、古風な掃苔、展墓などというに当るまい。率直に、墓参がかなう。僧門、庫裏から遠ざかった、もしくは解かれた自由な墓参者たちは墓前に立って、何を思い浮かべたであろう。若き志賀直哉も、そのころの青山墓参者のひとりである。

ちなみに、雑司ヶ谷共同墓地も同五年十一月二十八日に開かれる。一種イ第二号十一側。といっても、北入口から桜並木の中央道を少し進んだ左手の奥二列目、つまり、霊園管理事務所の筋向かいを入ったところに位置する。東一通りに入って、最初の右折通路を行った左側の一郭である。幅広い舗装道路を行きかう自動車の騒音も、排ガスもここにはとどかない。志賀直哉をはじめ父祖、近親者たち故人は深く眠っている。

ほどよい背丈に刈り揃えた、常緑のかなめもちの生け垣をめぐらし、長方形に画した端正な墓域である。土壇を築かず、平地に敷石を張り、

それは決して敷きつめたものでなく、一對の石燈籠を配する。へんてつもない。静かな郭内には、いずれも同じ大きさ、四段に相模真鶴産の小松墓石材を用い、輪之内十之字の家紋を刻した角石塔が十基、西方に向かつて横一列に堂々と、整然と立ち並ぶ。死者を遇する平等主義は、いかにもすがすがしい。碑銘を仰げば、作品中になつかしい志賀家の人々である。

なかの一基に、「志賀家累世墓」がある。個人名を表記せぬ、ただひとつの墓標である。志賀家第十一代、直温なほぼろの晩年の建立による。あえていえば、「累世」の彫字は、四百年前にもたどれる系譜を含意するかも知れない。墓標の両側面、裏面に幾多の戒名が書きつらねてある。祖霊たちを集めて合葬したのである。彼らは「福島県相馬郡中村町蒼龍寺ヨリ改葬」、「福島県双葉郡新山町自性院ヨリ改葬」、合祀したもの、招き寄せられた、実は新来の故人たちである。

ただ、「恵鑑善童子／右ハ宮城県牡鹿郡石巻町広濟寺ヨリ改葬」に、志賀の長兄直行（明一三・三・四／同一五・一一・七）の招来、合葬されているのを見る。父直温は、他郷に生後二年八ヶ月で夭逝し、ひとり埋葬しておいた我が子に哀傷を注いでいたのだ。

しかし、以上はすべて、

昭和二年八月十四日此処ニ埋葬ス

という。諸霊位の勧請、供養と建碑との時点を明記する。墓所内には、物理的に長く、はるかな祖先をまつる指標はなかったのである。おのずから、墓参者の思いも制約され、また解放もされていたであろう。青年

志賀の視野は、東京志賀家の物故者の範囲を出るまい。家の存続を軸とする、祖先崇拜の封建主義をなにほどこは免れえよう。少なくとも、それを助長はしない。

付言すると、右の諸寺院はどれも現存する。すなわち、蒼龍寺は曹洞宗、福島県相馬市馬場野中谷地一四九―二、自性院は真言宗豊山派、福島県双葉郡双葉町大字新山字根小屋一二、広濟寺は臨濟宗妙心寺派、宮城県石巻市住吉町二―四―四六である。

当主直温は青山、志賀家墓所を創設し、建碑も多い。かねてより各地に分かれていた墓地、墓標を整理し、青山共同墓地にまとめることを心にかけていたに違いない。素懐をとげると、一年半ののち、昭和四（一九二九）年二月十六日に死去する。享年七十七歳（数え年、以下すべて同じ。嘉永六・二・一四生れ）である。翌十七日付『時事新報』朝刊七面には、「志賀直温氏／死去す」として顔写真を掲げ、次のように報じる。

日本醋酸製造、第一火災海上保険取締役志賀直温氏は、永らく委縮腎を患ひ長男で小説家として有名な直哉氏始め家族近親が看護を尽したが、十六日午前一時三十三分遂に死去した、享年七十七、告別式は青山齋場にて廿日午後二時から三時迄佛式を以て営む筈である、直温氏は福島の子に生れて、明治九年慶応義塾卒業後実業界に活躍した人である（写真は志賀氏）

同紙の同日付夕刊四面、同朝刊二面、『東京朝日新聞』同日付夕刊、朝刊各四面など広告欄に、「男 志賀直哉／男 志賀直三」の兄弟連名をもって父直温の死亡通知を出している。

直温について客観的に語った『明治人名辞典』下巻(昭六二・一〇・五復刻第一刷発行 日本図書センター、底本は古林亀治郎編輯兼発行『現代人名辞典』再版本大元・一一・三〇刊 中央通信社による、明四五・六・二七刊の初版に収録人数約四百人を増加したという)、『大正人名辞典』上巻(昭六二・一〇・五復刻第一刷発行 日本図書センター、底本は五十嵐栄吉著作・編纂・印刷兼発行『大正人名辞典』第四版大七・一二・二五刊 東洋新報社、初版は大三・一〇・二五刊)の二著に「志賀直温君」がある。後者は直道、直温父子の人物評に及んでいる。どれも、総武鉄道株式会社時代とそれ以前の記述を欠く。

墓域内に、志賀自身も埋葬されている。碑面に「志賀直哉之墓」と刻す。上司海雲の筆蹟という。昭和四十八(一九七三)年二月一日付で、嗣子直吉氏によるこの建碑には、志賀の妻康子(明二二・九・二八、昭五五・一・二七)、長女慧子(大五・六・七、七・三二)、長男直康(大八・六・二、七・八)、それに村田喜久子(旧姓は川口、直吉氏の異父姉、明四二・一・九、昭一八・八・九)が合葬されている。

若き日の志賀日記中に、散見されるのは志賀家墓所、ひとり詣での記録である。頻繁な青山行というほどではない。とりわけて、祖父直道歿後の一時期はその祥月命日の一月十三日に、あるいは月命日にひとり墓参をしている。同行者はつねにない。墓所には他の故人も葬られているにも拘らず、対象は故祖父と故生母銀とに限定して、二人の墓に詣でる。菩提寺を訪れないわけでもない。ごく稀に記載がある。志賀家の菩提所は麻布の宝泉寺(現、東京都渋谷区東町二一六一、天台宗)である。

麻布三河台の邸から墓所も、菩提寺も近い。

志賀は、寺や邸で催される年回忌の法要に嫌悪をもらしている。むしろ、ひとり折りにふれ、青山墓所に歩を運ぶ。双方たがいに表裏して、あい容れないようだ。直接に青山泉下の二故人との、それも不思議な対面、対話の方を探る。墓参の記述は、質量ともに日記内容の特徴に挙げられよう。

作品中に描かれる墓参場面や、日記中の墓参記録に注視するとき、いや、注視せざるをえないが、ほぼ十年間、志賀は特異な墓参者であったらしい。しかも、それは父子不和、その昏迷期に重なるからである。

たとえば、試みに『和解』(大六・一〇『黒潮』)の冒頭部第「一」章と第「十三」章(現「十四」)、それぞれに語るふたつの青山行、墓参場面に照らしてみよ。比較してみるに足る。はなはだしい懸隔を呈している。ほとんど、異なる次元の墓参記だ。同一人物の同じ青山行とは、とうてい思われぬ。

前者は青山墓地内の二墓所の墓参である。わが子慧子の一周忌、大正六(一九一七)年七月三十一日の墓参に際しても、まず故祖父、故生母の墓所をひとり詣でて、ふたりの故人を眼前に思い浮かべて交信する。あやしい墓参者ではある。次いで、故慧子埋葬のため新規に志賀の設けた墓所(大五・八・一八付改葬、一種イ第四号二十側)を訪ねるが、その面影は映らない。後者は生母銀の二十三回忌、同年八月三十日にちなむ墓参である。なごやかに異母妹たち「総勢七人で、青山へ墓参りに出掛け」とある。死者との交通はない。通常の、一般の年回忌墓参といえよ

う。対象が変わったからではない。特異な墓参者であった志賀が、彼我一ヶ月間に尋常な墓参者に変貌した、としなければなるまい。いうまでもなく、この期間内に父子不和から和解への推移、通路が横たわる。父子『和解』は、ふたつの青山行に画された物語でもある。志賀は大正六年八月三十日をもって、それ以降はひとり詣でを廃する。おそらく、祖父、生母の二故人がそのように作用した、或いは作用しなくなった自得があるからだろう。

父子和解とともに、墓所ひとり詣では解消してしまう。志賀の法事、墓参への対処は世間一般の意味で、常態に復したといえる。

四ヶ月後、大正七年一月一日付の木下検二宛書簡に、次のように知らせている。歳末十二月三十日より妻子（康子夫人・次女留<sup>まご</sup>女子）を伴って上京、麻布の邸に滞在して、「十三日に祖父の十三回忌があるのでそれまで此所にゐるつもり」と。発信地は父直温の邸である。我孫子志賀家も加わり、両家一族の会葬に腹減はない。その後、日記・手帳・ノート類に「墓参」、「法事」の文字が皆無ではない。激減し、熱意も薄れる。かつて湛えていた墓参の陶酔感、排他性、法事の嫌悪感もない。日常の葬祭慣習のうちに溶けこんでしまう。あたかも青山、志賀家墓所が志賀ひとり招く誘導も、操作もしなくなったかの観がある。わずかに、大正十二（一九三三）年一月二十三日付の日記に、

法事、祖母三回忌、直方の祖父三十三回なり、／朝一人にて墓参する。／昼支那料理にて親類集まる、／吉例に従ひ、父食事の前イラ／くする。

という。志賀は、この法事出席のために前日上京し、麻布に一泊している。父直温は養い親、志賀正齊の祥月命日の供養に合せて、母るめ（大正一〇・八・一六死去、八十六歳）三回忌のそれを催す。右の早朝ひとり墓参に他意あるまい。散歩である。帰宅して、麻布の邸か、菩提寺かで行なわれた法要に臨み、会食に出席する。「親類」たちも各自に法要、会食の前後に墓参するのであろう。志賀が施主の「イラ／＼」に微笑を送っている。暗示的だ。この完結した記述によっても墓参、法事に誘発されたものはない。

父子不和の期間と青山、志賀家墓所ひとり詣でとは、厳密に重なり合う。

異常な墓参者たる時期は、何んと、特定できるのだ。

日記や作品の日付の上で明治四十（一九〇七）年一月十三日から、なぜか墓参忌避の一時期を経て、復活し、右の大正六年七月三十一日まで続く。間にはさまる墓参停止は明治四十五（一九一〇）年一月十三日に始まる。大正五（一九一六）年七月三十一日の長女慧子の急逝、青山埋葬によって、自然に墓参行は再開される。慧子墓所の方に、康子夫人を同伴した墓参はある。が、祖父、生母の埋葬地に対しては依然として、志賀は特異なひとり墓参者であった。

もとより、ひとり墓参の特異性、その形成、墓参の中断、復活、廃止の事由など、また、これらの意味も明らかならねばならない。

——学習院初等科を卒えたばかりの十三歳で、志賀は生母銀を亡くす。墓参りをよくする少年期を送ることになる。直温の妻銀は明治二十

八年（一八九五）年八月三十日、享年二十三歳で一児を遺して死去したのである。志賀のうえには、祖父母が初孫の直行死後の志賀家嗣子を、加えて今度は不運な遺児を近寄せて放さぬ宿命と、他面、父直温とは疎隔をもたらず宿命とを課してしまう。直温の再婚、弟妹たちの誕生があるからだ。後年の回顧になるが、『実母の手紙』（昭二四・一『文藝春秋』）に次のようにいう。

十三歳で実母に死なれた時は取返しのかげぬ不幸に襲はれたと思ひ、私は非常に悲しんだ。以来、よく墓参りをした。四谷の学習院から麻布三河台の自家への帰途、それ程、廻はり路ではないので、月々の命日は素より、それ以外にもよく墓参りをしてゐた。

幼少時代に肉親を失なつたものが、必ずしも、墓参になずむとは限らない。川端康成は墓参者よりも「会葬の名人」（大一二・五『文藝春秋』、のちに『葬式の名人』と改題）をかなしく自称した。

四谷区尾張町（現、新宿区若葉町一丁目）の学習院から自宅へ帰る下校途中、「それ程、廻はり路ではない」墓参とは、青山行の身につく捷徑をおのずからにうち明ける。不可避の成り行きに違いない。地縁が働いていよう。生母の死去した芝区芝公園第十七号三番（現、港区芝公園四一九）の家も、翌々年に転居した麻布区三河台町二十七番地（現、港区六本木四一三）の邸も、学習院の帰途、青山ひとり詣でをするに便宜ではある。なるほど、中学生の足には青山御所を巡って行くなど、わずかな迂路でしかない。

生母の死は、それに続く父の再婚、異母弟妹の出生とは、孤児の傷心

を慰める孤独な墓参癖とでもいうべきものを養つたのである。あの佳品『母の死と新しい母』（明四五・二『朱槿』）と列記した内心に、実は哀れな別面が宿っていたのだ。しかし、執筆時にそれは「見えない裏側」であつて作品化できない。「如何にも手薄で、本統の事がよく分らずに小説にしてゐると云ふ事をはつきり感ずる」と、若書きの自作を評している（『白い線』、昭三一・三『世界』）。故生母墓参は自然の流露であつても、自覚的な認識に達しなかつたのである。

この青山行には、わたくしのいう墓参の特異性はない。まだ発現していない。が、墓参行に親しむ、その前提は培われたのである。志賀墓参史は最初のページを記す。

右の記述は中等科在学中を指している。後述するように、青山墓参行は高等科在学時に、それ以降に引きつがれて行く。

『実母の手紙』には昭和十九（一九四四）年八月三十日、故銀の五十回忌供養を「青山の墓前で簡単にそれをいとなんだ」とある。『祖父』（昭三一・一）『三』『文藝春秋』）にも、故直道の五十回忌を語る。昭和三十（一九五五）年一月十三日に、縁者たちを「青山」に集め、僧侶は頼まず、「読経の代りに奈良東大寺の上司海雲君に送つて貰つた華嚴經、般若心經、観音經の折本を香華と共に墓に供」え、のち一同で会食したという。志賀七十三歳が青山墓所詣でを保持して、墓前に年回忌を催した下限である。自身の我が子故慧子、直康を葬つた「慧子與／直康／之墓」の建つ墓所について触れない。

一族団欒のふたつの法事風景には、しかし、若き日のひとり墓参がに

じませた孤絶の相など残すべくもない。前記、大正六年八月三十日墓参時以来、志賀が放棄したからである。積年の営みが老化、形骸化した果てではない。

墓参ともいえまいが、昭和三十二年十二月十三日に『週刊東京』の企画、取材で尾崎一雄をともない、東京新聞社の頼尊清隆記者、石井幸之助カメラマンと同車して、まず、青山の墓所を訪れている。翌年一月十一日付発行の同誌（第四巻第二号、通巻二二一号）には、目次に「東京見物」として、ほかに麻布三河台、芝、銀座、浅草をめぐり歩いた志賀の『東京散歩』、尾崎の『志賀先生との半日』の二随筆を掲載し、グラビア『神様街をゆく』五ページに写真六葉が編集されている。生前最後の青山行であろうか。ここでも慧子、直康の墓所にはまったく触れぬ。

なお、頼尊の『或る文芸記者の回想 戦中、戦後の作者たち』（昭五六・六・五刊 冬樹社）中の「志賀直哉―代筆失敗のこと―」の章に、このときの一側面が物語られている。

九歳の志賀の記憶にとどまる、家内で最初の物故者は祖父直道の実兄直員、なまかす「若隠居」して正齊と号した人物である。家督した弟直道は養父として仕え、志賀も「曾祖父」と呼びならわす。明治二十四年（一八九一）年一月二十三日に七十七歳で死去した。その子が早逝しているので、遺った孫の直方は直道の養子、すなわち直温の義弟となり、志賀は「四つ上の叔父」という。志賀家の家系と呼称とは複雑、錯綜している。さらに、六人の異母弟妹たちが加わる。志賀自身も、次男ながら「直二」と命名されない。長男直行の死後、嗣子の誕生だからである。異母弟は

順序に「直三」と命名される。が、直温は後妻こう浩との間に生まれた第六子を禄子と名づける。

この少年は、父直温が「正齊の看病はよくした。（中略）正齊は父の膝に抱かれたまま息を引きとつた」（『祖父』）という鮮烈な臨終を目撃している。直温は幼時より正齊、幾（明三一・三・一六、七十六歳で死去 古市氏）夫婦に育てられたのである。直道の死病に際して、同様な孝心の発露が認められたか、記述はない。祖母の「死物狂ひの看病」（『祖母の為に』、明四五・一『白樺』）に覆われている。直温と志賀とは、それぞれ父親不在の間に生い育つ。実情は『祖父』に詳しい。「祖父と父との関係が一人児にしては何所か冷たいやう」に感じられ、「父の場合と同じやうに私は父に親しまず、それが後年父と不和になつた原因」であった。たしかに、「二代同じ事を繰返したわけである」。

育ての親とその子とは擬似であろうと、やはり一種の父子である。生地にすりこまれてしまう。母体のみ錯覚をまぬかれる。伯父正齊と甥の直温、祖父直道と孫の志賀、ふたつの宿命的な、密接な親昵関係は相互の統柄を越える。少なくとも、奇妙な混乱をきたす。家内に同居するふたつの父子関係は、血縁の直系をたどらぬ歪み、輻輳をはらんで並存して来た。直温と志賀との間にも順序の、信実の父子関係が阻まれたのである。もしかすると、このふたりは危うく、育ての父を生みの父に擬することはなかったか。直温と志賀とが「同じ平面」に載る「年のちがつた仲の悪い兄弟」（『或る男、其の姉の死』三十）というとき、ひとり志賀側の比喩ではあるまい。しかも、それは異父兄弟の意識ではあろう。

正齊は歿後、ただちに青山墓地内にある旧藩主、相馬子爵家の墓所（志賀家墓所から中央道を隔てた筋向い、つまり霊園管理事務所の先き右側）に埋葬（明二四・一・二五付）される。応急の措置は、何よりも、相馬家の正統な旧臣と遇したからであろう。前年の同二十三年度、家督を継いだ直温の意向が強く働いたものであろう。相馬家墓所は現存しない。

本来、志賀家第十代たるべきこの嫡子は、若年のころ「江戸詰中、弓道修業の為め出奔し、二年余り放浪生活をして帰つて来た」とき、志賀家は「改易を命ぜられ」という。いったん廃絶したのだ。のち帰参が許されて「御構ひ御免」（以上は『祖父』による）となるが、その父直庸なおぶが死去とともに家督は、次男直道が継ぐ。正齊直員とはかったのである。家職は物頭、普請奉行であり、二百石を領したという。遠い天保年間のことごとである。直道の主家に対する献身には、この不祥事と改易御免の恩顧にむくいる念が作用していよう。現戸主の直温は終生の謹慎者、徒食者の名譽回復を講じたのである。正齊への孝心は篤く、その死後に全うされる。

次いで四年半ののち、妻銀の天逝に遭う。初めて志賀家墓所が現在地に設けられる。故正齊も、そこに改葬（明二八・一一・二四付）されるのだ。直温は麻布三河台に大邸宅を構える前に、薄幸な亡妻と故伯父とを弔う墓域を定めたのである。青山、志賀家墓所はここに始まる。

2

誰れしも、肉親や知人、縁故者の墓を詣で、しばしばそれを日記に書

きとめる。故人の忌日には、歳末には、年始には、春秋の彼岸には、盂蘭盆には、或いはいつとなく、ふと、心ひかれる。時に遠路を、困難をおして、墓参は海外からの帰国理由たりえる。墓参行は自然に了解されよう。墓参記録は、何ら異をたてるにあたるまいか。

墓参には各人各様の、その時どきの仕方があるようだ。ひとしなみに故人追慕、追善供養の習わしとして同列に扱えない。香華を手向け、供物を捧げることもあり、瞑目合掌して、あるいは称名をとまえ、あるいは鎮魂を祈り、感謝を吐露し、加護を求め、願望の達成を誓い、悩みを訴え、あるいは何事かをことばに出して語りかけ、生前の人同然に親しく応答し、あるいは無心、徒手をもって墓前にのぞむ。志賀も、個性的な青山行の仕方を持っていた。

おそらく、墓参りという行為は、日常生活内で何ほどかの神妙、敬虔な境地にひたりえる、数少ない営みであるだろう。将来、どれほど墓参が形式化、行楽化しようとも、慎しみの瞬間をまでその完全な一掃は不可能だ。墓参者はそれぞれ真情を抱いて墓域へ入り、墓標に向かって進みたらずむ。いや、実情は逆かも知れぬ。死の墓場が来訪者を洗浄し、無垢に漂泊してしまふ。聖地が雑念を払いのけ、厚い表皮を破り、深層をあらわにしてくれる。幾多の墓参記、墓参場面が信じられ、墓参文学が有効に語るところだ。志賀文学として同様である。

たび重なる墓詣によって、そなわって来た各自の墓参の型は、おのれの内心を映すものであろう。それを記す作業は備忘録をはなれて、墓参行に働いた真情の、客観的な自得をうち明ける。確認の作業となる。



墓参記録に関心し、その意味を探らざるをえないのだ。

たとえば、永井荷風日記も顕著なそのひとつである。志賀墓参の特異性を知る便に瞥見しておきたい。

荷風は実に足繁く旧知、未知、有名、無名を分けず、敬愛するひと、文人、倫落の女たちを葬る寺々、朽ちた寺、古い墳墓をたずね歩いていく。碑文、塚記のたぐいを筆写したりしてみる。そこに好事、懐古の趣味なり、世捨て反俗の身ぶりを見ることは容易だ。彼は「佛寺の庭や墓地に対するほど神社の境内について興味を感じてゐない。神社は何やらわたくしには縁もゆかりもない処」（仮寐の夢）、昭和二一・七『新生』）と云って、『寺めぐり』（大二三・七『女性』）、のち改題『礫川徜徉記』）に「掃墓の興」、「探墓の興」を語ってやまぬ。

当面、それらは別に置く。実父の久一郎まさほろ匡温（嘉永五・八・二→大正一・二、享年六十二歳）を埋葬する雑司ヶ谷墓地、その墓参記を点検したい。

大正二（一九一三）年一月五日付の東京市内の各紙上に、永井久一郎の死が大きく扱われている。顔写真入りの詳しい計報と、広告欄に「一月四日」を「本日卒去」とした通知とである。当日付『東京朝日新聞』五面に「永井郵船支店長逝く／脳溢血にて卒倒」の見出しで、

日本郵船株式会社横浜支店長永井久一郎（六才）は旧臘廿九日実弟神奈川県知事大島久満次氏の訪問に接し雑談四時間に亙り久満次氏の帰宅を玄関迄送りし後折柄の降雪に庭園の松等に雪の積居るを取払つゝ盆栽を取片付け居たるに午後五時頃脳溢血を起して卒倒し其俣

死去したるが宮内省の都合上昨日午後一時死去発表葬儀は六日午前九時半込大久保余丁町七九自宅出棺神田美土代町青年会館にて行ひ豊島郡雑司ヶ谷共同墓地に埋葬する由猶同氏病氣危篤の趣天聴に達し同日付を以て左の如く特旨叙位の御沙汰ありたり／從四位勲五等

永井久一郎／叙正四位（特旨を以て位一級を被進）

▲氏の前半生 氏は尾張国愛知郡鳴尾村の素封家に生れ明治元年名古屋藩の塾にて漢学を習ひ後国事に奔走し二年上京し箕作麟祥の塾に入りて英学を修め翌年慶応義塾に転ず同年七月大学南校貢進生に挙げられ四年八月米國に留学し二年にして帰朝す工学寮二等少師に任ぜられたるを仕官の始めとして文部省、内務省に歴任したる後明治十九年三月帝国大学書記官に任ぜられ各分科の舎監を兼ね之を大学に書記官を置くの始めとす在校三年にして文部大臣秘書官に転じ四大臣に歴任し就中芳川大臣の時代に於て教育勅語案の起草に参加し最も力を尽せり二十四年六月文部省會計局長に転じて大臣官房會計課長となり文部會計の局に當ること五年其後断然挂冠し三十年三月日本郵船株式会社に入り上海支店長たること三年横浜支店長に転じて本店の事務を兼ね現に其職に在り

▲詩界の一明星 氏は実業界にありながら禾原と号し漢詩界に名あり居然一大家たるに愧ぢざるの域に進み激務之余暇雅懐を吟藻に託して楽みとしたりしが常に家人に語りて曰く官途に於て既に意を得ず民業に就いても亦多く人後に墜つ只一卷の詩我が生涯を伝ふるを得ば足れりと既刊西遊詩正統三卷、雪炎百日吟稿、觀光私記の外尚

其手訂に係る來青閣集は今方に印刷中に在りと聞く夫人は宿儒鷺津宣光の長女にして三男一女を生む荷風氏は氏の長男にして次子貞二郎氏は鷺津家に養はれ三子威三郎氏は米国に遊学して農科を卒業し帰朝の途次目下独国に留まり研学中なりと云ふ

▲弔慰金と弔意 日本郵船株式会社にては永井氏逝去に就き同氏が数十年間一意専心社務に執掌して多大の功積を揚げたるを以て社長近藤廉平氏は特に懇切を極めたる感謝状に弔意金一千円へて贈りたり尚六日の午前九時を添葬儀当日は同社所属船舶は悉く弔旗を掲揚すべしと云ふ

ほとんど各紙、久一郎を「横浜支店長」と書くが、すでに現職にはない。明治四十四年十二月に辞している。三十三年二月に清国の上海支店長から栄転して以来、十二年間にわたる在任であった。あわせて「貨物課助役京浜船係長を兼ねて合名高く又横浜商業会議所特別議員」（大ニ・一・五付『報知新聞』夕刊五面ほか）に推されている。『萬朝報』（大ニ・一・五付三面）は、「横浜支店長に転ずると共に本店の事務を兼ね日露戦役の功に依り双光旭日章を授けられ昨春以来は本店詰めとなり居たるなり」という。会社側は多年の勞に酬いて、退職前の時期を、結果的に一年強となったが、重役扱いか、無任所の支店長待遇でもてなしたのである。同紙は、訃報の見出しに「永井禾原氏逝く」を用い、本文も「日本郵船会社員永井久一郎氏」という。

死去の日が東朝紙の記事でも判読しがたい。他紙はおしなべて「四日」と明記する。永井家の紙上掲載した死亡広告によつたものであろう。

内情を荷風は『麻布襟記』に収めた「偏奇館漫録（五）」（大一〇・三『新小説』）にあかして、憤懣を吐く。「余が家翁の世を去られし時にも親戚群り来りて其の筋より叙位叙勲の沙汰あるまで計を発すべからずとなし、虚栄の為に欺瞞の罪を犯す事を顧みざりき。家翁は生前より位階を欲せず、失意の生涯を詩に託して清貧に甘んぜられし」と記す。墓碑には、正しく「一月二日」と刻まれている。

右の東朝紙も伝えるが、『東京日日新聞』（大ニ・一・五付七面）も久一郎の家人に語つた、「官途に於て既に志を得ず野に下つて亦多く人後に墜つ只一卷の詩に依て我生涯を伝ふるを得ば我望足る」を報じる。おのれの人生を失意、挫折と觀じ、憤懣やるかたない。

文部官僚の「断然挂冠」した、その理由は知れない。尾張徳川の藩校生が囑望されて上京し、薩長出身の固める中央官界、実業界に互してつねに不遇であったのだ。どのような角逐があつたか、明らかにできない。期するのは漢詩集『來青閣集』全十巻であつた。同年末に出版されるが、彼は文業もならずして倒れたのである。——故人の痛恨を理解、継承した遺族の対応は二様に分れる。荷風の雜司ヶ谷墓参行もそのひとつである。

諸紙に掲げた「正四位勲五等」永井久一郎の「卒去」広告は、「妻永井恆／男永井壯吉／弟永井松右衛門／同阪本鈺之助／同大島久満次／親戚鷺津精一郎／同齋藤政吉」の連名である。当時点で、尾張の永井家を継ぐ松右衛門は衆議院議員を二期当選し、真田貿易株式会社社長に、阪本越郎と高見順との父親、鈺之助は貴族院兼内閣書記官から福井、鹿兒

島の両県知事を経て名古屋市長に、鈔之助とともに他家に入った、久満次は台湾総督府民政長官を経て神奈川県知事に就いている。鷺津家当主の精一郎は恆の異母兄、齋藤政吉は荷風の妻ヨネ（大元・九・二八に結婚して二・二・一七に離婚）の父親である。

荷風を除く遺族たちは、故人に哀悼の念を捧げ、冥福を祈るよりも、叙位を待って顕彰し、誇称をもって遺恨を慰めようとするらしい。それが鎮魂の法と信じて、葬儀を顕官の典礼にふさわしい「盛儀」としたのである。同一月七日付東朝紙五面の「永井氏の葬儀」を次に示す。一人の葬儀記の掲載は珍しいが、同日付『東京日日新聞』七面、『時事新報』七面も同様に扱っている。世人の耳目を驚かしたからであろう。

日本郵船会社横浜支店長永井久一郎氏の葬儀は六日午前九時より神田青年会館に於て挙行せり牧師の祈禱讃美歌に次ぎ喪主壮吉氏其他親戚友人數百名礼拝を終り十一時頃結了したり当日の会葬者は徳川侯代、桂公代、岩崎男、芳川伯代、近藤男、加藤副社長、早川、園田、豊川、瓜生、串内、大倉、安田等各実業家、塚田周造、永井松右衛門、阪本名古屋市長、大島神奈川縣知事、堀、根岸、飯田、小川等郵船会社重役其他數百名にて近年の盛儀なりし当日横浜在泊の郵船会社大小船舶數百隻は一齊に巾旗を掲げ静肅に弔意を表したり政官財界の高位、貴顕の会葬者が集った「近年の盛儀」であった。ただひとり、荷風は白眼視している。亡父の「失意の生涯を詩」に託して心をやる、それに即した鎮魂、慰霊をわたくしに講じようと思ひめぐらしていたに違いない。独自の墓参である。

荷風は故父の祥月命日の一月二日を、また年頭一日を墓参日と定めて年々に墓所を訪れ、昭和十三（一九三八）年正月四日に到る。久一郎の歿後二十五年である。

『断腸亭日記』卷二の大正七（一九一八）年一月二日付に、次のように記す。全文である。時に四十歳を迎える。

正月二日。暁方雨降りしと覚しく、起出で、戸を開くに、庭の樹木には氷柱の下りしさま、水晶の珠をつらねたるが如し。午に至つて空晴る。蠟梅を裁り、雑司谷に往き、先考の墓前に供ふ。音羽の街路泥濘最甚し。夜九穂子（注、井上啞々）来訪。断腸亭屠蘇の用意なければ俱に牛門の旗亭に往きて春酒を酌む。されど先考の忌日なればさすがに賤妓と戯るゝ心も出ず、早く家に帰る。

首尾をととのえて、忌日の終日を描いている。格調は高い。いかにも節度正しく、清冽の感の漂う叙述である。末文にはなにほどの殊勝、神妙の心がけはうかがわれよう。「断腸亭屠蘇の用意なければ」について、『断腸亭雜藁』中の「初硯」に「家尊來青山人世に存せし頃よりいかなる故にや、我家にては嘗て松のかざりせし事なし。（略）大正改元の歳雪中に尽きて新春の第二日父失せ給ひければそれよりして我家にはいよく、新玉の春らしき春といふもの来らずなりぬ」という。

墓所に持参した供花が時節とはいえ、蠟梅であることに注目される。黄梅、紅梅、白梅などは花卉の形も、枚数も、色も香も違ふ。ほのかな光沢が好ましい。さきがけて咲く唐梅、ロウバイ科である。

それが邸内（故久一郎は自邸を來青閣と称す）に植えてある、亡父遺愛

の梅樹であったというゆかりも、「初硯」に詳しい。「蠟梅は蘇東坡が好みし花なりとか。先考深く坡公の詩を愛し、後園に蠟梅両株を植ゑ、年々十二月十九日坡公の生日となれば槐南(注、森)石埭(注、永阪)裳川(注、岩溪)等の諸先生を始め檀欒会の詩人を招き赤き蠟燭つけて祝ひたまひき」とある。また、

蠟梅はそが枯瘦の枝振りの飽くまで支那めきたる枝頭に、蠟の如く黄き色したる花をつくるなり。われこの花に対する毎に不肖の身を省み不孝の罪を悔いる事浅からず。あゝ我が庭前の蠟梅、もし其花に精霊の宿る事あらば、希くは深くわが罪を尤むることなかれ。

とも述べる。父の歿後はことさらに、蠟梅の花に対しては不肖、不孝の「罪」を悔いて来たのだ。

故人に捧げて鎮魂を託した蠟梅の花は、そのまま、わが身をさいなむ慙愧の思いを招き、かき立てる。墓前に供えるとき、いやがうえにもそれは増幅するものか。同文中に、「墓に詣でる折には必ず蠟梅両三枝を携へ行きて捧ぐ」と、固定化した墓参の型をいう。

「初硯」の末尾には大正六年の一月二日を物語って、やはり、「二日蠟梅数朶を携へ雪を踏んで雑司ヶ谷の墓に抵る」とある。この日付が墓参日誌の初めである。以前に墓参記はない。断腸亭日記そのものが大正六年九月十六日に起筆されている。従って、蠟梅持参の雑司ヶ谷行がいつ、どのように始ったか、形成の過程をつまびらかにすることができない。墓参は形式をととのえて、提示されているのだ。

その大正七年末に、荷風は相続した來青閣(家屋の一室を改築して、断

腸亭と名づけて居室とし、その窓下に断腸花(秋海棠を植ゑる)を売却する。が、直前に蠟梅樹を亡父の墓域に移植しておく。同十一月十五日付の日記に、「階前の蠟梅一株を雑司ヶ谷先考の墓畔に移植す」とある。当然ながら、蠟梅携行は廃される。

明くる大正八年一月三日付の墓参記は、

正月三日。快晴稍暖なり。午後雑司ヶ谷に往き先考の墓を拝す。去月売宅の際植木屋に命じ、墓畔に移し植ゑたる蠟梅を見るに花開かず。移植の時節よろしからず、枯れしなるべし。

と、蠟梅の花のみ気づかわしい。前日、前々日の墓参行は中止した。一月一日付、二日付にそれぞれ記載されている。「自働車を命じ、雑司ヶ谷墓参に赴かむとせしが、正月のことゝて自働車出佛ひ、人力車も遠路をいとひ外忙と称して来らず。風吹出で寒くなりしかば遂に墓参を止む」と。翌日も「午後墓参に赴かむとせしが、悪寒を覚えし故再び臥す」。

大正九年、十年の祥月命日に墓参をおこたる。理由は次に見るとおりである。失念などするはずがない。当時、荷風は大改築した洋館、名づけて偏奇館に入居(大九・五・二三付)している。

しかし、墓所内に移植した蠟梅は枯死していない。同十一(一九二二)年一月二日付日記に明らかだ。

正月二日。正午南鍋町風月堂にて食事をなし、タキシ自働車を雑司ヶ谷墓地に走らせ先考の墓を拝す。去年の忌展には腹痛みて来るを得ず。一昨年は築地(注、断腸亭売却後、偏奇館入居までの寓居)に在り車なかりしたため家に留りたり。此日久振にて来り見れば墓畔の樹

木俄に繁茂したるが如き心地す。大久保売宅の際移植したる蠟梅は幸にして枯れず花正に盛なり。

思いがけぬ梅樹の蘇生、満開に接して、口辺に喜悦がにじむ。久潤を叙する相手は泉下の父ではなく、蠟梅の花を指すのであろうか。

長文の大正十五（一九二六）年一月一、二日付の叙述はのびやかで、滑らかだ。両日ともに懐旧、回想の念が流れている。この二日間の記録が荷風墓参史の、墓参記の頂点をなすであろう。

墓参は一日に行なう。「晝舗の後、霊南阪下より自動車を買ひ雑司ヶ谷墓地に往きて先考の墓を拝す。墓前の蠟梅今年は去年に較べて多く花をつけた」と記す。またしても、直截な「先考の墓を拝す」である。表現は固着してゆるがない。それに対して、生気を發揮するのは蠟梅である。主客の転倒もはなはだしい。荷風においては、墓参行為が泉下にとどかず、そこから現実面に浮上して来るものもない。

亡父の墓参とはいいいながら、雑司ヶ谷行は観梅、梅樹再会をこととする。蠟梅記ではある。属目した蠟梅の「今年は去年に較べて多く花をつけた」が、おのずと来し方の感慨を誘い、その一日の情調を形作り、なおも翌日に波及する核である。二日間を集合して、支配するものはこの一句であって、「先考の墓を拝す」ではない。

すなわち、即夜の日記執筆にあたって、「始めて日記をつけ出せしは、明治二十九年の秋」を想起し、以降の執筆来歴をしのぶ。日暮れに「遣羽子の音」を聞くにも、「燈火の薄暗かりし吾等幼時」より当今の「街燈の光のあかるさ」に思い到る。世の推移に一驚を喫するのだ。

懐古、推移の情は二日目にもひびき通う。「正月初二。先考の忌展なれば早朝書齋の塵を掃ひ、壁上に懸けたる小影の前に香を焚き、花餅に新しき花をさし添へたり」とは、かつてない亡父祥月命日の所作事である。美しく、優しい。が、いかにも独居、つれづれを慰める風流韻事ではあろう。「先考の忌展」は表層にしか働かぬ。亡父命日にあたって、何にほど思いを彼岸に潜め、そこから湧出した「早朝書齋の塵を掃ひ」等々の振舞いなのか。疑わしい。むしろ、眼目は往時痛恨にある。久一郎の終焉を回顧し、昏睡状態に陥った枕頭に、ようやく帰参した遊蕩の身を悔みきれぬものに告白している。ならば、前日の蠟梅に接して得た今昔の感が牽引する回想であることは明らかだ。逐日の記録であるゆえんだ。記述内容は、前掲大正二年一月五日付東朝紙掲載の計報に重なる。観梅記の終末は、昭和九（一九三四）年一月一日付の記載である。

午後雑司ヶ谷墓地に抵り先考の墓を拝す。墓畔の蠟梅古幹既に枯れ新しき若枝あまた根より生じたれば今は花無し。先考の墓と相対して墓臣岩瀬鷗所の墓あり。

この後、数年にして墓参そのものもやむ。

ついに、荷風は亡父遺愛の古木を、その花を偏愛し、それへの執心をつらぬく。「新しき若枝あまた根より生じ」に、反応はわかない。新旧交替の摂理に目もくれない。「古幹」に限定して、無視したのである。

「今は花無し」はひとつの終局であろう。将来の花期などに期待しない。雑司ヶ谷墓参行は、荷風の蠟梅持参記、再会記を呈していた。亡父をしのぶ、唯一のよすがとしてしているからに他ならぬ。衷情は、墓碑銘にへ永

井久一郎之墓〕ではなく、永阪石塚の筆蹟で「禾原先生墓」と刻字された、その墓前に供え、墓辺に植えた蠟梅にかかわってしよう。來青閣庭園の梅樹であった。父親は日記中に「先考」、「家尊」と記載されている。敬意はなみなみならぬ。墓域を訪れて、そこにたたずむこと、胸裡に父祖以来の漢詩人の家に連なる自己、血脈の自覚を確かめ、深めたであろう。最後の継承者であり、その自負である。

それはすたれ者の自意識と同時に、不和の関係にある母恒、弟威三郎に向けて、ひそかに誇示を含むかも知れない。墓参には、まれに同伴者はあるが、肉親たちの同行はない。

禾原の墳墓は壮吉ならぬ、文人荷風の赤心を守る孤墓ではあった。生身の、親子の相互交渉でならない。故禾原を「尤る」ものに擬して立て、荷風自身は「尤られる」者に置く。なにがしかの自戒の場ではあったろう。しかし、「尤る」久一郎の咎の痛みを生理的に感じたことはあるまい。

常套的な「先考の墓を拝す」も、敬虔な祈りにつながらぬ。表敬の意は、読者に伝えても具象性に乏しい。返って、素直な追慕の情も制約されよう。慣用句のように固持、反復してみずみずしい流露に欠ける。

日記に記載された墓参行の下限は昭和十三年一月四日付、「午後雑司谷墓参」の簡単な記述である。荷風六十歳にあたる。前年、前々年の墓参記に徴して順次に読めば、墓参行のおのずからなる衰弱はいちじるしい。自然な終息を迎えたといふべきか。

谷町より円タクを倩ひ雑司ヶ谷に赴き先考の墓を掃ひ、又成島柳北

の墓前に香花を供ぐ。(昭二一・一・一付)

日も晴ならむとする頃車にて雑司ヶ谷墓地に赴く。先考及小泉八雲、成島柳北、岩瀬鷗所の墓を拝し、漫歩目白の新坂より音羽に出づ。

(昭二一・一・一付)

蠟梅を喪失した雑司ヶ谷行は、亡父墓参の意味すら薄れ、拡散してしまふ。わが身を苛んだ、何ほどの悔恨も皆無である。先考墓参は他の墓参行と列挙されて、わずかに年中行事化した跡をとどめている。

終始、端正な墓参記録であった。一句一語の冗語もない。抒情も制御されている。亡父への孝心、故人への崇敬は篤い。律義な墓参行だ。しかし、そこを寸分も出ない。完全に固定してしまった。

あの蠟梅のみずからを戒め、自縄自縛に陥ったのだ。われを律する、奥ゆかしい礼讓が越えられぬ障壁をめぐらせてしまふ。成心を養い、自身を厚く鎧い、とうとうそれは解けない。墓前に臨むのは一貫して荷風の前に亡父の在りし面影が、素顔が浮かび上ったか。肉声を交わしたか。堅牢な墓参行に幻想、幻視の入りこむ余地はあるまい。「蠟梅」が隔壁となって、死者との通行を遮断しよう。ペルソナは破れない。

無心、徒手空拳をもってした志賀墓参行に照らすと、荷風の雑司ヶ谷行は此岸にあって、無意識の彼岸に架するところはない。現実面に佇立して、あまりに威儀ただしく身じろぎしない。身動きがつかないのだ。意識、無意識の進行も退行も働くまい。墓参記に、墓所内深奥の交信者たる叙述は見出せぬ。

日記中の久一郎以外の墓参も、『ふらんす物語』中の一文「墓詣」(た

だし、明四三・六『三田文学』も、幕末の通訳ヒュースケンの墓を尋ねた回想『墓畔の梅』（昭二二・一・九）『時事新報』、麻布広尾の光林寺墓参は昭二二・二・二（二一付）も、『偏奇館吟草』中の詩篇「墓詣」も、ゆかしい故人を詣でて、荷風ひとりそのゆかしさを満喫するのだ。「墳墓」の参入者ではない。

短編小説『紫陽花』（昭六・三『中央公論』、のちに改題「あぢさゐ」）の冒頭、墓参場面は物語の発端に有効な趣向ではある。谷崎潤一郎『春琴抄』（昭八・六『中央公論』）も墓参場面に始まる。類似の冒頭部設定である。ともに、墓参を契機に故人の生前を語り始めるが、真に、墓参に触発されたものではない。墓参者と泉下の死者との相互交通によって架設したものではない。ふたりともに無意識を映す夢、その夢に深く親しんだ作家ではなかったからである。

放恣にまかせた志賀の青山行に、墓所参入の実相があざやかに顕現するのを見る。

3

『志賀直哉全集』第十卷（昭四八・一一・九刊 岩波書店）「日記一」は、開巻、もっとも古い明治三十七（一九〇四）年度の日記に始まる。志賀二十二歳、学習院高等科一年に在学時である。その一月一日付は次のように記される。

前の年罪少なりしを感謝し、此年も亦然からん事を祈る、／此朝三時寐につき、朝は例の式、青山に母ト曾祖父母ト紅葉ト團十郎ト

逝きたりし二人の友の墓に参る。

年頭の所懐は折目ただしく、清新、やや生硬である。「罪少なりし」は、師事する内村鑑三のキリスト教にもとづく。原罪の教えであろう。

「例の式」は具体的には知れぬ。旧士族の格式を重んじる、麻布三河台志賀家に慣例となった元朝行事、祝辞、式服、祝膳、序列などの作法を指すか。その事大性を皮肉る口吻がなくもない。全日記中、唯一の用例である。恒「例の式」一句をもって憶測するのは憚られるが、興隆期にある志賀邸内の緊張した雰囲気はうかがえよう。睡眠不足などに容赦はない。

そのころ、父直温は勤め先の総武鉄道株式会社において、社長青田綱三（明二三・九に常議員となり、同二六年に常議員は取締役と改まって就任、同三四・一・二五に社長に就任、同四〇・八・三一まで在職）のもと、支配人（明三五・二・一二に就任）という経理の要職についている。以降、総武鉄道会社の国有化と事後処理にかけた尽力、腐心が後年、実業界に信望を厚くする実績と認められたようだ。ふたりの登用は、国庫買収の法執行に対して、総武側の積極的な受け入れを意味しよう。直温の手腕がその成功に導いたことは明らかである。清算人に任命されて、残務整理にもあたっているからだ。——明治三十年代に入ると、にわか私設幹線鉄道の買収が必至と見られるようになる。買収対象の会社に指定されること、従って幹線の要件をととのえること、有利な買収価格の決定を見ること、これらの成否に収束期の社運をふたりに託したわけである。総武を含む私鉄十七会社が選定されるは、第二十二通常議会（会期は明

三八・一二・二八〇三九・三・二七、第一次西園寺内閣の上程した買収対象の鉄道は(三三社)の最終日である。ただちに、明治三十九(一九〇六)年三月三十一日付をもって鉄道国有法は公布される。

総武鉄道(明二二・一二・二六会社創立)は、父直温の入社(明二六・二)直後に市川・佐倉間で開業(同二七・七・二〇)し、本所(現、錦糸町)に延びて(同二二・九)来る。次いで両総中央部を東へ成東に(三〇・五・一)、銚子に(同六・一)達し、貨物線を付設して新生まで二十三年三月二十八日に全通、営業している。

青田、直温の経営は、会社の国有化に照準した最終段階へ踏み出したのだ。ひとつは、本所より西へ横網町を通過という住民の多い市街地に、日本で最初の高架鉄道の架設である。両国橋停車場(現・両国駅)の新設と開業は当三十七年四月五日である。もうひとつは複線化、両国橋・千葉間のそれは明治四十(一九〇七)年八月に竣功する。いずれも莫大な投資を要し、それゆえに資産価値を高める。幹線たる必須の条件を満たす難事業であった。その途上、支配人直温の専務取締役就任と庶務、会計、倉庫の三課を統廃合した経理課、その課長兼務とは翌三十八年一月二十七日である。

青田綱三について『明治人名辞典』、『大正人名辞典』に詳しい。もと相馬中村藩士、相馬子爵家に家扶として仕え、志賀直道とともに相馬事件の冤罪に連座している。青田取締役社長、直温の専務取締役副社長とが総武の国鉄移管(明四〇・九・一付)を成功させ、その後、労資の分配金問題の渦中に立つ。

前掲の志賀日記にもどる。引きつゞく青山墓参行も、同じように志賀家元旦の習わしであろう。が、あまり因襲的ではない。肉親の墓参に加えて紅葉、團十郎、友人の墓参が列記されている。解放感、恣意感がただろう。いうまでもなく、「曾祖父母」は亡き志賀正齊、幾の夫婦を指す。墓域には「志賀直温妻銀子墓」、「志賀正齊之墓」、「志賀正齊妻幾子墓」の三基が建っている。志賀は、父の不遇な雌伏期に窮死した故人たちの臨終場面を忘れてはいない。

ほかの尾崎紅葉は前三十六年十月三十日(三十八歳)に、九世市川團十郎も同年九月十三日(六十七歳)に死去。紅葉を愛読し、團十郎の芸を惜しんだのである。評判の、新しい物語者の墓参にことさらな意味を探るに及ぶまい。志賀家墓所を詣でたついでなのだろう。逆に、「母ト曾祖父母」墓参に集中性はない。拡散、霧消してしまったことを証す。志賀は、青山共同墓地内を気らくに散策している。

数日後、一月五日にも、友人と「散歩して青山の團十郎と紅葉と定子(浪子)の墓に詣」でる。徳富蘆花の『小不如歸』(明三三・一・一五刊 民友社)の「川島(旧姓は片岡)浪子」のモデルと称される大山信子は明治二十九年五月二十一日、二十歳で死去している。作品は青山共同墓地内「片岡浪子之墓」の墓標前で、戦場から生還した「川島武男」と、老岳父「片岡毅」とが悲嘆にくれながらも、手をとり合って再起を誓い、立ち去る後姿で終幕となる。雄々しい、印象的な場面だ。連想されるが、伊藤左千夫『野菊の墓』(明三九・一『ホトトギス』)の作品末尾も墓参場面である。「政夫」は故「民子」の墓を七日間詣でつづけて野菊を植



え、「翌くる日」には「決然学校へ出」ることを決意して物語を結ぶ。ふたりの作家は失意、消沈した墓参者たちに起死回生の場を与えたのである。読者も、墓地での復活を理會したのだ。墓場は必ずしも死滅、不毛の地ではない。

五月十日付も「朝、広瀬中佐（注、広瀬武夫、明三七・三・二に旅順口閉塞戦で杉野孫七と爆死）と家の墓参りをなし昇校」という。

生母銀の祥月命日、死去して九年目になる、その八月三十日付に墓参記がある。「此日は亡母の十年忌なれば墓参せんとする所へ柳 菅田二人来り、（中略）二人を断り（注、歎談のち青山同行の申し出を）雨中墓参す。帰り紅葉の御墓にふやう一枝をそなへ雁来紅などのどくくしきは其所に捨て又團十郎の墓に天才を訪ひ帰る」。故生母のひとり墓参に痛ましきはない。さすがに悲しみは遠く、薄らいでいる。ひとり詣でた理由は「雨中」である。友人の同行を固辞したのだ。文中、「十年忌」のことに留意されよう。

同種の語例がある。四十三（一九一〇）年八月三十日付にも、これは十五年目、十六回の忌日にあたるが、「午前、母の十五年忌とて墓参」。体の不調をこらえて墓参している。

佛式供養を守る志賀家内では、奇異な用語である。もとより、志賀個人のものである。右の両年当日に家内で故銀にちなむ、格別の法要を営んではいない。佛式の年回忌に「十年」、「十六年」はない。単に神式の靈祭が混入した誤用にすぎないだろう。式年祭に「九年」、「十五年」は行なわぬ。

ふたつの用例は佛式、神式混交の語句である。一般的にいえば、志賀の、皇族や華族の子弟が集まる学習院の出身ゆえである。いや、もっと積極的に推測すべきかも知れない。志賀の身辺に在る、親しい神道関係者の影響、その薫染である。後年、『范の犯罪』（大正一〇）『白樺』（執筆動機に働く「私の近い従弟で、あの小説にあるやうな夫婦関係から自殺して了つた男」（『創作余談』）がそれである。この激烈な短編制作の経緯は、大正二（一九一三）年の日記に書きとめている。姓名その他は志賀にならって伏せたい。「私の近い従弟」との親昵が生んだ証左の「十年忌」、「十五年忌」ではあろう。長年の親交に裏づけられた愛惜が、彼の自殺に接して執筆されねばならなかったのである。後述するが、日記に「〇〇氏」（明一九・一・一九）大正二・七・二九、二十八歳」と記録された人物を記憶しておきたい。同〇〇家墓所の墓誌に「正五位 子爵 〇〇〇〇 大正二年七月二十九日薨」とある。

畢竟、志賀は佛式にも、神式にも、それにキリスト教にもとらわれぬ、自由なおのれの青山墓参を行っているのだ。

翌明治三十八（一九〇五）年度は一月一日付に、行動備忘録の冒頭に「青山墓地」とある。前年と同様、「母ト曾祖父母」ほかの墓参行に相違ない。内村鑑三宅へ年始訪問、さらに、友人たちと連れ立って下町へ初春風景の見物に出かける。

この年の日記は三月八日より、十九日付を除いてすべて欠く。故生母の祥月命日の記述を見ることはできない。例年に変わらぬ墓参であろう。回忌法要の年にも当らぬ。

なるほど、志賀は青山墓地めぐりを好む。愉しんでいる。共同墓地内に著名人の墳墓は多い。麻布の邸から適当な距離の散歩地である。青山行は墓参とも、散策とも分ちがたい。

志賀家の祖先崇拜は墓所を創めた、直温が家内で交渉した人々の範囲におさまろう。以前に伸びて行かない。おそらく、故郷を去って、東京に移住して来た大家族の余儀なくするものであろう。志賀家の当主も気にかけてながら、遠くなれば疎くなる。直温のもっとも親しんだ故正齊追慕に発しているからである。連綿たる系図を持つ家の未知、不可視の祖霊たちへと遡及しない。在地の旧家が長子相続の世代交替を重ねつつ、順次に、菩提所で営み続ける先代、累世の供養を思えば、これは逸脱してしよう。

本来、志賀家の当主であるべき、九代直庸なほつねの長男直員は不埒のふるまいがあって、相続人を廃される。「天保五（注、一八三四）年小姓だった頃、江戸詰で、弓道修行の爲め出奔」し、二年余りして帰参するが、志賀家は「改易」の咎を受け、翌年「御構い御免」となる。家臣の方も不祥事を恐懼し、報恩の途を講じなければなるまい。「天保九年父直庸の死」に際し、次男直道を家督に立て、みずからは「若隠居」として正齊を隠名とし、「直道の養父」（『祖父』）となるのだ。直員が願ひ出て許されたものであろう。その子夫婦は早世し、直系の孫直方（明二・五・一二〜昭二・一一・二八）は直道の養子、つまり直温の義弟となって邸内に同居している。すでに述べた。

佛事行為が家や血脈の継承、体系化を形成するとき、いわば、傍系た

る直温のそれは限定と跛行とをほらみ、青山共同墓地に新規を開く。「志賀家累世墓」建碑が、最晩年にいたるまでなされなかった理由であり、また、それを証している。年次に記憶違いがあるが、「父が国の祖先の墓を集めて青山に合葬した、その年の暮病氣になり二月に亡」（「手帳11」）くなる。死期をさとした直温七十五歳が祖霊を招請するのは、「国」に旧藩主や志賀家の長老たち、各方面に憚りがなくなったからでもある。

志賀の祖先崇拜ともいえまいが、それが父親のある便宜主義、私情本位をなぞらぬはずはない。自分を中心に据え、視線は至近の人間関係にしばられる。

自身の伯父にあたる正齊を、志賀に「曾祖父」と呼ばせたのは直温であらう。形式的な統柄で「直道の養父」だからである。父直道を背負って正齊を祖父と遇し、これを教えたものであろう。東北弁の残る邸内で、どのように呼んだか、具体的にはわからない。正齊への親近、敬愛の念を押し出したのである。志賀は、曾孫の錯覚すら抱くまい。隠棲した大伯父である。「曾祖父」は祖父直道と区別する呼称に都合かも知れぬ。しかし、成人した志賀は日記に「曾祖父」と明記する。父直温の、正齊をもって東京志賀家の初代、先祖に位置づけた意志を見落としてはいない。ひそかに、直道の存在に対置しよう。また、自身と直道との関係に照らして、直温と伯父ならぬ祖父正齊との関係を、対照的に見て取つていよう。志賀父子の祖先溯及は、ともに「祖父」を上限とするらしい。

事実のうえで、志賀の青山行は正齊の死によって始まる。九歳の少年

は家内の誰れ彼れかに連れられて、無邪気に墓参に訪れる。が、故正齊の祥月命日、一月二十三日の墓参記は見あたらぬ。父直温の勧めたであろう、元朝墓参に併吞され、慣行化して来る。

やはり生母銀の死こそ、新設された志賀家墓所こそ、墓参史を開くというにふさわしい。父親は、あわれな遺児のいちずな青山行にまかせ、ひとり傷心の回復するのを見守っていたらう。誰れも、生母墓参は禁じられない。

意外とも思われるほど、早い直温の再婚は三老人をかかえ、複雑な大家族の家政を託すためであろう。幼い志賀の慰撫にもあったに違いない。後妻浩（明五・七・一六、昭一〇・三・九）は継子と十一年の年令差である。一児を生み、離婚している。二十四歳の女性は心得て懸命に、献身的につつましく対処、腐心する。志賀に〈継母〉のことばはない。「義理の関係として、それ以上は望めない程、気持のいい関係で一生終始した」（『実母の手紙』）とたたえる。しかし、十三歳の傷心を慰めたのは、依然として祖母のめであった。ふたりの紐帯は、兄信行の「若い夫婦の手落ち位に考えていたかも知れない」天逝直後、新たな嗣子の誕生時から堅く結ばれている。「改易」に瀕し、「御構ひ御免」の恩寵に報いて藩主相馬充胤、誠胤、順胤に仕え、足尾銅山を開発し、相馬事件をしのいで守り通した家名、その相続人だからである。「よく湯で祖母と二人で泣いた」（『母の死と新しい母』）とは肌身を寄せて、他人の介入を許さず、義母浩に余地もない。

現在の青山歩きに少年の悲泣など皆無だ。おのずと癒されている。自

然な推移はひとまとめに括れよう。この明治三十八年までの墓参史に途中、何ら画するものはない。志賀の青山墓参行になじむ、いわば第一期である。次期を迎える前提をなす。

幼児に生母から引き離されて育ち、遺された志賀は「母親に対する記憶は甚だ少ない」。物理的にも、母子交情の時間は乏しい。『母の死と新しい母』、その『母の死と足袋の記憶』、『白い線』などに鮮やかに描く。これら三断章はどれも濃い哀切の情を宿している。数少ない、貴重な思い出だ。つねに脳裡に秘匿し、執筆時を待って温存されていたものか。悲嘆も消え去ったのちに、想起する機会を得て触発され、ふと湧出したものではあるまいか。七十四歳になって初めて、生母のふくら脛に線状萎縮とも、伸展線ともいう白い線のあったことを明かす。同題の作品に「母の死」を、次いで「足袋の記憶」を語ったあとで、それを記す。もっとも、想起したのは「若い頃、女の人の足で、それを見る度に亡くなった母を憶ひ出した」。逆ではない。三話の順序に狂いはない。「母の死」の記憶が出発点であった。想起の機会は、明治三十八年までは訪れなかったらしい。生母墓参記に哀切感、悲傷感もとどめていないからである。ならば、「母の死」の記憶は、愛憐の情はいつ、何を契機にあふれ出たのか。

前述の通り、父直温にとって故正齊という存在は、志賀にとって直道がそれに当る。厳密には、死者となった祖父である。母親にその資格はない。母子ほどに疑いなく、絶対の血脈はない。想像を容れる隙間がない。こんな対応で二分される志賀父子であった。裏側に遺留した「母の

死」の記憶が生起するのは、祖父直道の歿後であろう。仮定してみる。

翌くる明治三十九（一九〇六）年度の日記は、一年分が完全に欠ける。墓参史の空白部は放置できない。埋められねばならぬ。志賀二十四歳、祖父直道が一月十三日に死去した年だからである。この年を境界にして、以降、青山墓参は様相を一変するからである。恒例の一月一日、八月三十日の墓参日に、一月十三日を加えただけに済まない。

なぜなら――。

次年度の墓参記を読み、前々年度との懸隔、差異を確かめておく。

明治四十（一九〇七）年一月一日付は、「午前は墓参と、外国へ送り出すもので、過ぎた」と冷淡きわまりない。青山墓参はそっけなく、足速やにやって来る。

この、祖父直道の亡くなって一年目の祥月命日の法事と、自身の墓参とを次のように記す。

午前九時半より宝泉寺にて祖父（一周忌） 母（十三回） 曾祖父（十七回）の供養をする、実に寒かった 帰りに一寸武者の所へ寄つて墓参りをする、

故直道の一週忌に合わせて故銀、故正齋を菩提寺で弔う盛大な年忌法会である。一週間ほど前に、志賀は「宝泉寺に十三日の法事の事を相談」（明四〇・一・六付）に行き、時間や進行、参会者数など打ち合わせている。父親に命じられて、意向を伝えたのであろう。

にもかかわらず、志賀のとつた行動は当日、所期に反する。裏切るといっても、それが素直な、私意に即した方向に逸れる。菩提寺に家族、

親戚、故人の知己、旧藩や総武会社の関係者も集つていよう。志賀も出席してはいる。「実に寒かった」とは、本堂の無意味な着座にからくも堪えていたのだ。しかし、参会者一同がうち揃つて出かける青山墓参は、さりげなくこれをのがれて、別途にひとり詣でをする。迂路、わざわざ武者小路實篤宅（東京市麹町区元園町一―八、現、千代田区一番町一九―四）を訪ねるのは、余程の故意なくてはかなわぬ。僧侶たちの説経、大勢の参列者、供花、供物、祭壇、焼香、拝礼、墓所会葬、料理店の会食など法事いっさいを形式的な虚礼に過ぎないと、退けたのであろう。が、日記に露骨な嫌悪、忌避、批判のことがばを吐いていない。冷笑した、あるいは興奮した口調もない。平静だ。志賀の墓所ひとり参りは、すでに完成されている。

志賀はただ自己流を把持し、それを固守し通したのである。武者小路方に佛事はないようだ。しばらく待避して青山会葬者とは時間差をつけ、わたくしに故祖父と故生母とを詣でる。故正齋墓参は省かれよう。

四月四日付、七月十三日付にも「午前墓参」という。八月三十日付に墓参記録はない。『大津順吉』第二の事件で抗争中である。

果たして、翌明治四十―（一九〇八）年一月十三日付の記述に、「お婆さんと一と喧嘩」とある。外聞をはばからず、好戦的でさえある。攻撃性を発揮する。

朝起きない内からお婆さんと一と喧嘩して午前墓参法事、午後、正親町訪問、夜林来る、

ことわるまでもなく、といえようか。故直道の三回忌供養が邸で催さ

れる、朝の「お婆さんとの喧嘩」を主題に描いたのが、翌日執筆した事  
実談「（非小説、祖母）」（明四一・一・一四付）であり、そのまま十年  
後に、「（旧作）」と付記して発表される改題作『或る朝』（大七・三『中  
央文学』）であるという。『或る朝』については別章で考察する。いま、  
何よりも必要なのは現場、今の『或る朝』にとって十年前の制作現場の  
検証である。

右の日記文は、その一日を「朝」、寝部屋の内より昼間を経て、「夜」  
まで整然と略記している。おのずからに、直情径行を盛った筆致に寸分  
の透き間もない。このような短文の出現に息をのむ。肉声、素顔に接す  
るのだ。備忘録か否か、名文か悪文かを超えていよう。筆録者を動かし、  
粗野な記述に駆り立てて行くのは、祖母のめとの「一と喧嘩」である。  
いつになく、激烈をきわめたのだ。ふたりの問だけに許され、親昵を証  
す体のふざけ、たわむれではなかった。朝の怒りが全一日を規定し、領  
略してしまふ。

奇妙なことに、「午前墓参法事」とある。どのように解すべきか。記  
述によれば、厳冬の法事のあり方として常識に反するだろう。順序には  
〈午前法事墓参〉の誤記なり、文飾なりに取りはからうことはできぬ。

志賀のひとり墓参固執、法要嫌悪は明らかであるからだ。日記の行動記  
載に信憑性は高く、動かしがたい。些細ながら、この語順は決定的だ。

日記の伝える事実は、故直道年回忌に抗い、祖母に矛先を向けて、な  
お憤懣やる方ない自画像である。法事の施主、父直温の伏在は見のがせ  
ぬ。寝床の中でひと荒れして足りず、またしてもひとり青山墓所へ、今

度は邸を飛び出してしまふ。孤立無援の無法者だ。早朝、家内に波瀾を  
起こして、険悪な緊張感を生む。が、父や祖母は当然に法要の準備を進  
める。無為の抵抗であり、志賀は敗北者である。ひとり詣でを済ませて、  
家族や近親者の居並ぶ佛間に入り、「法事」の冷たい席に着くとしなけ  
ればならない。邸から墓所まで往復四、五キロの距離である。読経供養  
の始まる定刻に帰宅は可能だ。このように解釈しなければ、「お婆さん  
との一と喧嘩」は成り立つまい。

志賀は祖母に対して屈服しない。和解しない。存分に我意をつらぬき、  
自分の青山、志賀家墓所参りを押し通す。それにしても、何んと屈辱に  
まみれていることか。供養がすみ、参会者が出かける青山墓参に同行す  
るはずもない。会葬者たちからも黙殺されていよう。会食にも出席する  
まい。一直線に、正親町公和宅（市麴町区富士見町五一―二、現、千代田区  
富士見町）に奔る。「正親町訪問」は居場所もなく、居たたまれず、余憤  
にこわばる表情をたたえるそれである。

現『或る朝』の結末部に、主人公のひとり「墓参」を発動する起爆力  
はない。払拭されている。「お婆さんとの喧嘩」に続くのは、祖母宰領  
の「法事」の随順性しかない。

祖母との「一と喧嘩」は、睡眠不足による不機嫌などではない。青年  
一般の佛事無関心などでもない。志賀はやむにやまれぬ墓所ひとり詣で  
を信奉し、ただただ、それを守る。留意すべきは祖母も、父はむろんの  
こと、墓所ひとり参りに背馳する存在とされていることだ。彼らが無理  
解だからではなく、志賀が侵害を許さないからである。ひとり墓参は何

人たりと排除される。義母も、異母弟妹たちも例外ではない。それどころか、「お婆さんと一と喧嘩して午前墓参」は祖母を指して、駆逐の対象として述べているようだ。一例しかないが、祖母との抗争と、その「(非小説、祖母)」制作とによって重視される。青山墓所は志賀の構えた聖域であるらしい。秘めねばならぬ。余人を入れてはならぬ。

前年の合同年回忌のおり、施主は嗣子の不埒をとがめずに黙過する。会葬者にはばかり自制したのであろう。志賀は無視され、笑殺される。甘受して、ひとり穏やかに墓所へおもむく姿勢には、青山行の成熟が認められよう。今回、内輪の法事は祖母が取り仕切る。溺愛する孫の思いもよらぬ反抗に手を焼き、放任せざるをえない。孫の意中をはかるべくもない。志賀が明かさぬからだ。

当年一月一日付に、例の「墓参」との記載はある。八月三十日は不明日記がない。

前掲、明治三十八年以前の墓参行と、明治四十・四十一年の新一月十三日付のただならぬ墓参行とは大きく隔たる。変貌したのだ。かつて、伴っていた文芸趣味的、時事的な墳墓拝観という側面は一扫される。志賀家墓所に集注して、わき目もふらぬ。後述するが、墓所内に建つ、曾祖父母の墓も捨象される。青山ひとり参りは亡き祖父と生母とに限定され、二基の墓詣でを目的とする。三者が何やら怪しい秘めごとを凝らしているらしい。

一月十三日墓参の出来によって、在来の八月三十日墓参に異動が生じる。一月十三日の偏重である。死者への哀悼、惜別感の新旧もかわる

う。墓参者の人生にかけた影の濃淡、軽重、大小とも、男女、主客、正副ともいえる相違のゆえである。祖父没後、緩衝を欠いて険しくなる父子関係のもと、家内の孤児は二故人に慕情をつのらせる。祖母は償えぬ生母を失なひ、養い親を失ない、遺児の自覚のみ痛切にする。祖父墓参が生母墓参を併呑する理由だ。一月十三日は祖父墓参を専らにする墓参日ではない。八月三十日にふたりの墓参はしない。次第に青山行を怠るようになって行く。生母墓参に代替日を得て、一月十三日に兼ねたからではない。故祖父と故生母が結んで離れなかったからである。遠く忘れていた生母が祖父墓参の折りに、よみがえった体験を持ったかも知れない。それは白昼の夢とか、幻影とかに類しよう。

志賀の墓参史を画したのは、祖父直道の死である。明治三十九年一月十三日、享年八十歳で死去する。墓碑に「従六位志賀直道之墓」とある。いわゆる相馬事件で蒙った冤罪を世に晴らすための叙位にあずかる。同年一月十四日付『時事新報』四面に、

◎志賀直道氏の死去 相馬家の重臣にて総武鉄道取締役志賀直温氏の嫡父直道氏は豫て胃癌に罹り療養中なりしが薬石効なく八十歳の高齢を以て十三日午前九時遂に死去したりと

同紙同日付二面、翌十五日付八面に、また同面日付『東京朝日新聞』各五、七面に「男 志賀直温」の名儀で死亡広告を掲げている。「葬送之儀は来る十六日午前九時麻布区三河台町廿七番地自宅出棺青山共同墓地に於て佛式を以て執行可致候」という。なお、会葬御礼は十七日付時事二面、同東朝紙一面に載せる。『東京日日新聞』にも同様である。

青山、志賀家墓所が志賀ひとりの聖域、夢殿と化するのは故直道埋葬以降、当年内、月命日の墓参時であるだろう。臆測なりと、その月日を特定できぬものか。手がかりのないこともない。故生母の墓参日、つまり祥月命日にかかわってしよう。

この年、八月に志賀は父とふたりで、およそ十日間の東北旅行に行っている。著述された限りでは、唯一の父子旅行である。とはいえ、終始志賀を伴っていたわけではない。旅の前半だけ同行、同宿したらしい。二十三日の朝、鳴子温泉で別れて父は仙台へ戻り、志賀は山形へ廻ってそれぞれ二十五日、二十七日に帰宅する。無二の経験は『或る男、其姉の死』、『山形』、『祖父』、『白い線』内に作品化し、未定稿「苔の床」もある。旅中八月二十二日付志賀浩宛、九月五日付有島生馬宛の書簡も残っている。——出発の一週間ほど前、志賀の翌九月東大入学にそなえて注文した制服のことで叱責され、抗弁し、父子は喧嘩する。その仲直りの意味にと志賀は解したが、父が旅行に誘ったのだ。結果的には、父親の配慮が無となり、子からは父の詐術、策謀が露見して、父子間の亀裂を深めてしまう。

五十四歳の直温は総武鉄道の国鉄移管後の転進をはかって、鉱山経営を試みようとしたらしい。宮城県玉造郡の矢楯銅山、熊沢銅山の視察に行く。足尾銅山を興した父直道にならい、古河鉱業の支援も受け、往年、牡鹿郡石巻の銀行に勤めていた地縁もあったからであろう。

ことさらに、志賀を伴うのは十七年間の学習院を終え、初めて外の社会に進むわが子に、この門出をおいてない実際教育、人生勉強、少し

荒い療法をほどこそうとしたものか。父子ともに五年前に、激論して不和をきたした足尾鉱毒問題を忘れてはいない。あえて鉱山の実態、山に生きる人々に触れさせてみる。父親に細心の配慮、成算はあったろう。

山形にいる義弟直方と、その師僧三浦了覚とに訓戒を授けてもらう。内村鑑三に鼓吹された「社会主義」を矯正する、硬軟の積極策をとったのだ。志賀の方は山形行に、「四つ上の叔父」との再会を愉しみにしていた。父には折りから、制服事件は奢侈、華美のいましめである。嗣子に見のがせぬ第一歩であった。他の子供たちならば、おそらく許したろう。書簡二本が、志賀の現場を示している。

義母浩に宛て、「出立の時など、これから無言の行でも始めるやうな心地致し一日も早く、山形へ行たいやうな心地なりしが、今は反つて父上の御供をして、仙台の方を廻り帰りたい程の心地に相なり候」と鳴子から書き送る。制服事件など氷解して、日ごとに親近感を増して来たのだ。なぜか、志賀は温和で、柔順である。嬉々として旅行している。鉱山には素直な関心を表わす。足尾問題を想起して、「鉱山の事業などは、礦害事件さえ起きなければ、株で取る金よりは、少々奇麗な金かも知れません」などという。安易、樂觀にすぎよう。が、骨ぬきにされた「社会主義者」に危険性はない。直温は銅山経営は断念し、翌年から多数の会社に関与して、「株で取る金」の方に向かう。

帰京して旬日を経た九月五日付に、山形で三浦禪師から「サトサレた。好意は嬉しかった。（略）内村先生の所へ行くのは止めるとあから様にはないが云つて居た。（略）禪師は武士道を云々し、社会主義を恐れ

てゐた。僕に無主義で、無定見でゐて、兎に角大学の課定<sup>マ</sup>だけを勉強し親に安心を心掛けるといふ。肩書は今日必要なものなれば是非相当な肩書を取つて置け」と勧められる。志賀は「チットモ感心しなかつた、真面目に聞いてゐられやしない、大に失望して了つた」と有島生馬に書く。尊敬と期待は裏切られる。構想的な『山形』では、直方との激論、決裂を描いている。しかし、これはなぜか、有島宛書簡に記入されていない。

案に相違して反発も、激昂もしない志賀である。静穩を保っている。

なぜであろうか。数日間の父子同行の裡に親身な会話が交わされ、情誼を厚くしたのである。ここにも、父子の小和解があつた。旅中、懇談のなかで志賀の琴線に触れたのは、なつかしくも、父の語る故生母の思い出話である。父の再婚によって、生母の話題は慎しまれ、みずから口にするのを禁じて来たからであろう。『白い線』に、遠い回想がある。

母はよく父に私が我侷で、云ふ事をきかないと泣いて訴へたさうだ。

後年、一緒に宮城県の鳴子温泉に行つた時、父からそれを聞いたが、私はそれ程、母を困らしたといふ記憶はなかつたので、さういへば、私が参る事を知つて、意地悪で父がそんな事をいふのだと思つてゐた。

父の「意地悪」ならばまだしも、実は軟化、懐柔の策であつたのだ。

しかし、当時、志賀はすっかり「参る」のである。

東北旅行の和みの基調は、故生母が醸し出したものだ。明治四十三年一月二十四日付の日記にも、「母といふ言葉に対しては自分は、此上もなく弱い心を持つてゐる、マシテ父にははれる場合殊に左うである。自

分は胸が一パイになつて、涙が浮むできた」。志賀の堪えた真情が流れ出る。この日の小和解も故生母があずかつて支える。即日、青山墓参におもむく。「父にいはれた場合」とは、東北旅行のそれを思い合わせたものではないか。大正六（一九一七）年八月三十日、不拔の父子和解の成立が故銀二十三回祥月命日に遂げられるのはゆえなしとしない。ことばに出して、「今日のお佛様」を訴えて、主人公に和解を迫つたのは義母浩である。

旅行の途次、父は故妻についてどのように語り聞かせたか。志賀が耳を傾け、深くうなずき、涙ぐんだことは想像に難くない。堅い障壁の欠所ともいふべき弱点を衝いていたのだ。次に、それを志賀馴致に用いたに違いない。薄幸、短命な生母を「困らせ、父に「泣いて訴へた」という話にいたく「参る」のである。しかし、不自然な作為が見破られ、不信を買うのは当然だ。義母宛書簡のたたえる恵福感の高さは、有島宛書簡の比ではない。落差がある。ふたつの日付を結ぶ斜面である。が、傾斜の先に、途中に、帰京直後に志賀が詐術を難詰し、直温が抗弁するような事態を起してはいない。自制して、衝突を避けただけに内攻して、反動の力を溜めた旅行の結果となる。翌年の『大津順吉』第二の事件勃発である。志賀父子は平穩を装いながら、たがいに「積金」と「積書」（『或る男、其姉の死』）との別個の道に背反して行く。

穩和の余韻は旅の後半、山形に到つても続く。残響だ。有島宛書簡の九月五日にも、辛うじて保たれている。それは旅の収束部にあたる直方との論争や、日本鉄道の東北線（国鉄移管は明三五・一一・一付）をひと



り帰京する険しい、哀しい表情、やがて『網走まで』に仮構化される、——などを報じていないことで知れよう。日付の上ではその数日前になるが、八月三十日の恒例墓参があって、どれほど生母の思い出に浸ったことであろう。あの「母の死」記憶の湧出である。父親の語った故生母の話を導因とするが、臨終場面の想起は墓前にふさわしい。しかし、それは旅行中、父親の語ったものではあるまい。また、「母を困らした」話、「足袋の記憶」を指してはいるまい。これは志賀ひとりの「記憶」である。平静な余情が一掃されるのは、さらに後日となろう。

「母の死」は『母の死と新しい母』、『母の死と足袋の記憶』の二編に作品化される。題名にいう通り、二作の「母の死」部は同一の素材だ。鎮魂歌である。しかし、『白い線』によると、いわば、その「裏側」があったらしい。「見えない裏側が描けてゐない」という不満、自省では済まないようだ。表側の「母の死」だけ作品化されたわけである。初出『母の死と新しい母』の執筆時は、日記で雑誌発表の前月初め（明四五・一・八―二〇付）と知れる。ならば、並存していた「裏側」の「母の死」も、この時点より前に溯及して設定されなければならぬ。

われわれは、もうひとつの生母終焉記を知っている。そのままに作品の形をとることなく、長く、隠密にモチーフに働いていく陰の「母の死」である。他にない。「『暗夜行路草稿27』慧子の死まで」末尾に、従って、その執筆時は慧子の死、大正五年七月三十一日以降になるが、「自分又かういふ記憶を憶ひ出す」といって羅列した断章群に、

満十二才の夏の終りに母が死んだ。／祖父が泣いた。然し父は泣か

なかつた。祖父は「何んにも面白い想ひをさせずにとう／＼死なして了つた」といつて声を挙げて泣いた。自分は初めて祖父の泣くのを見た。而して其時自分は少しも泣かなかつた父を妙に思つた。

とある。「裏側」の「母の死」は異様で、あやしい臨終場面である。クローズアップした祖父像だ。哀憐の情を傾け注ぐ。寡黙、不動の祖父とも思われぬ。これまた意外にも父は泣きもせず、愛惜のことばも吐かない。前記青山行から旬日を置いた九月十三日、祖父の月命日墓参に訪れた折りに想起された情景ではあるまいか。八月三十日の生母墓参に継ぎ、それに積み重なる回想としなければなるまい。そうでなければ、ふたつの「母の死」は表裏をなさぬ。生母銀の死は相反する対応をとった祖父と父の姿を遺す。哀傷深い直道と、冷淡な直温に看取られて、死に行く母の姿を遺す。異様な三者の関係だ。焦点は墓参者の志賀に結ばれよう。

——東北旅行以来の調和的な感傷は破綻し、決定的に消滅するのだ。生母の思い出話は、父のたくらみ一面のみ強調されて不審、猜疑の目を向けるようになる。父子関係は緊張した常態に復したのである。

いうまでもなく、これは『続創作余談（志賀直哉全集の巻末に付す）』（昭三三・六『改造』）に、唯一もらした『暗夜行路』前篇の根幹構想、すなわち「祖父の子」、「不義の児」仮構の源泉である、大正二年三月下旬に「屋島に泊つた晩」、種々の思いに耽って「若しかしたら自分は父の子ではなく、祖父の子ではないかしらといふ想像をした」という。そして「祖父の子」想像は、いとまたやすく、右の「母の死」場面を想起して結びついてしまう。いずれも唐突で、自動的で短絡だ。胸裡に長年

秘めて来た記憶であり、空想であったのではないか。十三歳の少年期に胚胎して、保持したものか。いや、青年期ならば、文学青年ならば、いずれも可能だ。「屋島」の想像は、いかにも理にかなって語られている。完成した制作構想だ。

しかも告白して、損傷を与える人のなくなった時点の自作解説である。『暗夜行路』前篇を収載した『現代日本文学全集25志賀直哉集』（昭三・七・一刊 改造社）に宛てた『創作余談（志賀直哉集の巻末に付す）』（昭三・七『改造』）には、当の『暗夜行路』について自注しない。父直温が健在だからである。

父子不和の昏迷期に、寂寥の旅泊に抱いた妄想たることは疑えない。すでに反芻に反芻を繰り返した、そのひとつであり、合理的に支組まれた想像である。前提となる、形成過程は明治三十九年九月十三日の墓参時に端を発すると仮定できる。「祖父の子」を導く、陰の「母の死」はついに具象化されぬ。『暗夜行路』中でも、主人公の生みの親である祖父と生母との交情は描かれない。が、設定は作品内の隅々に行きわたり、重く生きている。それを要さぬほどに、それが血肉化されるほどに、志賀はあやしくも、「祖父の子」妄想を深奥に潜め続けて来たのだ。端緒は「裏側」の「母の死」であり、祖父墓参である。青山、志賀家墓所は夢殿となる。志賀は回生する。

明治三十九年度の墓参記録は現存しない。が、如上のように埋めなければ、明治四十、四十一年それ以降の一月十三日偏重の、特異なひとり墓参史につながらない。

## 4

さて、ようやくにして次のような墓参記に出会う。志賀が堅持し、他人の侵害をこぼんで擁護、隠蔽して来た青山ひとり参りの実相を明かす。明治四十三（一九一〇）年度の一月一日付は、例によって「青山墓参」とだけ記す。その一月十三日付、祖父直道の祥月命日には、

祖父と母の墓に詣でる、いゝ気持だった、墓参りは好きだ、祖父とも母とも色々話す事が出来る。帰り雨村邸へ行く 不在、武者の所へ行く、夜又二人で雨村を訪問する、

ストレートに書き流した、当日付の全文である。一見するに、墓参と友人訪問との備忘録ではある。が、詩的な諧調が通っていよう。墓参と墓参後とが連絡して、武者小路と連れ立ち、田中治之助（東京市麴町区準町、現、千代田区準町）を再訪問するにいたるまで一貫して間然するところが無い。「雨村邸へ行く 不在」にめげず、隣り町の武者小路宅で勧誘し、彼を誘って田中宅を訪れる。ふたつの「行く」は前出の、緊急避難的な「武者小路の所へ寄つて」（明四〇・一・一三付）、暴走的な「正親町訪問」（明四一・一・一三付）と対比されよう。ここに、武者小路がいかにかんと心に反応する、啐啄の人は注目される。

このとめどなき、のびやかさ、ほがらかさの発生源はどこか。墓参時に貯えられたエネルギーの進行にはかならぬ。「祖父とも母とも色々話す」が、どれほど愉快で、饒舌で、歓を尽して余りあるものか。恵福に満ちた墓参と、その現実面への流出である。巧まず、忠実に句読点をう

ち、短文を自在に積んで暢達、昂揚した情態を如実に伝えていく。精妙、無作為な文章は、このような読み取りのほかは受けつけるまい。

右の文章は即夜の執筆か、後日のそれか。後日の執筆であっても、支障にならぬ。志賀日記は、後日にまとめて記述されることが多い。これも墓参記と友人訪問記との間に句点を用い、ある整理をつけているので、後日の執筆とも推測されよう。しかし、明晰な記憶にもとづく一気の書き下ろしである以上、必要とする事実の鮮度は失なわれていない。自動的な記述たることは疑えぬ。

他に、この種の墓参記録があつたらうか。荷風日記に亡父との交信は語られていない。まして、墓参が生み出す情動の押さえがたさなど皆無であつた。「先考の忌日なれば」という自重、自戒は旧弊にとらわれたものだ。無垢の内因に即していない。つねに用意して、持参し、目をやる「蠟梅」が示すように、優雅に様式化した外在律に束縛されている。装いだ。伊達者である。漢詩文人の風姿をのぞかせているが、深い無意識に根ざした行為ではない。墓参時、「禾原先生」が墓所内に立ち現われて、荷風が感得し、応接したことはない。

日記の後半部も、独立した交友記とは読めない。「歸り」とあつて、墓参に結ばれている。時間的な前後関係にあるだけではない。訪問すべき要件の有無は知れない。急用か、否かも知れぬ。それらよりも、墓参の欣喜たる興奮が促して、志賀を動かし続けるのだ。意志して、意識して「行く」のではない。内奥に湧いた、やまれぬ波動が表層化したのである。墓参が墓所内に納まらず、墓参者の心裡にとどめられず、溢れて、

現実の因果を持たぬ他面に波及していく様相が見てとれよう。

志賀ひとり墓前にたたずみ、亡き祖父と亡き母とことばを交わす。その慣わしが身について久しいと知れよう。当人に奇異感はない。慣れている。常習者だ。

前掲の日記に「祖父（一周忌） 母（十三回） 曾祖父（十七回）」の供養（明四〇・一・一三付）の記載があつた。僧侶の唱える願文では、親戚、知人に宛てた法会の案内状では、かならずや、故銀供養は三番目に位置していたであろう。施主直温の亡き先妻である。親疎の儀礼的な序列がつけられていよう。志賀はそれらを踏襲しない。祖父と生母とが断たれるからだ。ここに、初めて「祖父と母」との順序に記録する事実が現われる。体験にもとづいていよう。以下、すべて日記、作品中に同様だ。明治四十一年、故祖父の祥月命日の朝「墓参」も、「祖父と母」墓参であろう。故生母に対するそれを怠ってはいるまい。

あわれな遺児の孤独で、不幸な習癖ではある。泉下の死者たちと「色々話す」とは、どういうことか。片言隻語の交換ではないらしい。ひとりごとを呟いているのか。心中の自問自答を寓したものか。記述に即するよりない。話題は豊富で、応答は確実であつたのだ。墓参後の活性化された情動が、逆に保証している。こころ楽しい三者の歓談であつた。記載のままに容認しなければならぬ。

墓参記には再会のよろこび、なつかしさという情緒がこもる。「いゝ気持」は浄化とも、慰藉ともいえる至福の感であろうが、甘い陶醉にひたっているのを見のがせない。「墓参りは好きだ」が、その客観的な自

得である。志賀は祖父、母との面談を求めて青山墓所を訪ねる。この日、彼らが何を語り合ったか、秘してもらさぬ。ただただ、この上もない愉悅に浴していた。日常生活の苦衷などを訴えたのではない。

なぜか、墓所内に建つ正齊、幾の墓碑が捨象されている。交渉しない。さらに一体、義母浩の生んだ女兒も埋葬（明三八・九・三付）されているはずだ。『母の死と新しい母』、『子供四題』（大二三・四『改造』）に異母妹三女隆子の誕生（明三六・六・三）後、「二年して女の子が死んで生れた」とある。陽の目を見なかった新生児に名前はなく、墓標のかわりに「石」を置いてしるしとする。これにも、志賀は一顧も与えぬ。祖父と生母とに制限された墓所である。

眼前には、二基の墓も消えてしまいうらしい。香華を供えるでもなく、瞑目合掌するでもないようだ。墓域内に参入すると、ふたりが立ち現われて来る。「祖父とも母とも色々話す事が出来る」とは、志賀と生き身の祖父、生母とがたがいに顔を見かわし、語らうのが可能だったのである。それは自宅、父の邸の佛間ではかなわず、青山墓所ならでは不可能の意だ。

ただし、われわれが訝しむのは『憶ひ出した事』（明四五・二『白樺』）、『或る男、其姉の死』、『実母の手紙』、『白い線』などに知る祖父直道、生母銀、それらの人とは少し違う人格形象が現出しているらしいことだ。沈思、重厚、寡黙な祖父、志賀家の非力な若い、長男を死なした負い目を持つ嫁は生前、志賀と「色々話す」人々であったろうか。まして、三者が歓談を愉しむひとときを持ったであろうか。疑義を挟めよう。

やはり生母終焉の一瞥が発信地となっている。他にはない。光源はもと微弱で、母の死にあたって泣く祖父、泣かぬ父といった程度の幼い目撃であったろう。前掲「『暗夜行路草稿27』慧子の死まで」の記述は、もっと素朴なものに戻して想定しなければなるまい。その執筆時は、『続創作余談』中の〈屋島の想像〉の時期より遅れ、また別構想の制作について語りながらも、内容は相互に関連しているからである。母の死と祖父の死とは、十一年間隔たる。少年期から青年期にわたる推移も大きい。生母を亡くした孫に向け、祖父母の独占的な愛情はますます増加し、比例して父親との乖離は拡がる。祖父の没後現在（明三・九・一三の墓参時と推定）、故生母の墓に並び建つ故祖父の墓を眺めて、想起された情景はおのずからあの原状とは変ろう。強力な歪曲を容れる条件がととのっており、それは避けられない。

なぜか、何もいわずに死を急いだ母、なぜか、祖父は愛憐の情を傾け、また、なぜか父は酷薄とも見える態度をとっている。三者こもこも謎をはらんだ光景だ。愛憎の劇である。当然に、同席する志賀にかかわろう。自身の出生に焦点が合う。十三歳の原初の、褪色した記憶は更改され、着色加工されて精彩を放つのだ。この回想が発動して、志賀の墓参に異形の実を、夢を結ばせる。墓所内の祖父、生母、志賀の交歓図は、現実にはありえぬ親子団欒を眼前にくりひろげた夢幻だ。死に行く母は祖父の「声を挙げて泣」いてやることだけで慰められよう。「面白い想ひ」といい、「本統に楽しいと云ふ事」（『続創作余談』）といい、具体的な物見遊山、美装美食などを指してはいるまい。ただ慰撫、鎮魂のこと

ばを捧げられてこそ、安んじて瞑目できる。

まことに、「満十二才の夏の終りに母が死んだ」と、生母は若死とひとり子を遺すことでしか、自らを語らぬ。悲しい謎語を体现していよう。祖父の応対が唯一、至高であることは言うまでもない。

父直温は消去されてしまう。墓所内の「祖父」は父の代役、模倣ではない。父が排斥されたのは「少しも泣かなかつた」からである。その困惑した心中を直温に即して、青年志賀は、依然まったく推し測らない。同情しない。回想時に、東北旅行後の不信感が作用しているからである。祖父との対照は著しい。生母の死を、ふたりの差異をなぜにと問いつめ、内心に、生い立ちにかなう回答をたやすく入手する。「祖父の子」希求に根ざす、「祖父の子」空想を墓所内にむさぼっているのだ。

冒瀆の畏れを抱かぬわけはなからう。「不義の児」の烙印に屈辱を感じぬわけはなからう。年に一度、一月十三日のひとり墓参時に限るのは節制、自己規制ともいえる。しかし、将来、このような背徳が罰せられることを、このような迷妄が晴らされることを、志賀は心づいていない。安固たる、禁断ゆえに魅力的な愉楽にふけている。生の抛りどころを得たからである。青山、志賀家墓所は志賀の新たな生地となる。

独特な墓参の仕方について、後年になるが、『和解』第一章にやや詳しく自解している。

特別の場合の他は墓の前でお辞儀をしない癖が自分にあつた。それは十六七年前キリスト教を信じた頃の或る理窟から来た習慣だつたが、墓の前を只ブラ／＼歩いてゐる内に他の場所では到底それ程は

出来ない近さとハッキリさで其墓の下の人が自分の心裡に蘇つて来る。

青山、志賀家墓所は絶対の地である。ここならでは不可能な「近さとハッキリさ」で、ふたりの故人が「自分の心裡に蘇つて来る」のだ。

超常現象、超自然などというには、平静な「自分の心裡」が妨げにならう。怪奇性は絶無だ。不意の顕現ではない。驚愕もしていない。積年の自由な墓参の仕方を踏み、死者との再会を求めて待ちうけ、それが成し遂げられる。墓所内に祖父、生母を見るドリーマー (dreamer)、もしくはヴィジヨナリー (visionary) たる志賀を疑う余地はない。故人に会い、暫くことばを交わすには夢見にしくものはない。

墓域は祖父と生母とを慕って、夢見を求めた志賀の、その実現可能な夢殿である。聖地の不思議は秘匿されて、何人にも明かさず、侵入も許さぬ。ひとり詣での固守は、志賀の逃避であろうが、他面、夢殿が現実の志賀家に鋭く対置し、また補償もする別世界であるからだ。志賀はようやくバランスを保つ。墓所があれば、孤児、遺児ではない。早逝した生母に、育ての親の祖父のもとに回帰できる。いずれも、父直温との不和をもたらした宿命的な原因である。直温と和解して、正常な父子関係を立てるまで夢殿は存続し、夢殿を占有する限り、父子不和は継続するだろう。夢殿に籠って、志賀が紡いだ想念こそ、父子不和の根底に作用したものである。

つづいて日記には、同年一月二十四日付に墓参記録がある。この日、父子関係で結果的には小康状態に終つたが、和解が成って事後報告に青

山を訪れる。「母の墓に詣でる、途々涙があふれた、然し墓についた時、殆ど常の心になった、室咲の菜の花をさして歸る」と。一時的な意志疎通といっても、その歳末、「父に和解した年である」(明四三・二二・三一付)と書きつけ、数年は平穩である。しかも、「父は八年程前から『貴様の事ではもう涙も出なくなつた』とよくいつてゐた。八九年ぶりの事である」という氷解だ。明治三十四(一九〇一)年十一月か、十二月のころに、キリスト教入信直後の、内村鑑三に鼓吹された正義漢が、足尾銅山の鉱毒流出事件をめぐって祖父直道の前で演じた父との抗争、それ以降ようやくに迎えた融和である。

しかし、これも破れる。暗い昏迷期を将来してしまう。田中家一の説得(同一・二三付)、仲介、父の「独立心」の要請、「それで食へなければ勿論食はしもする着せもする」経済援助(同一・二四付)などをもっては、不動の和解に達しなかつたのである。和解報告の青山行も、故意にはずしたわけではなからうが、志賀の常態に合わぬ。「母の墓」のみである。連想される「和解」第十三章(現、「十四」)に記す大正六年八月三十日の生母墓参も、同じ父子和解の報告である。こちらの何ら条件提示も、譲歩、妥協もない父子和解が永遠性を臆したのは、私見によると、同七月三十一日の墓参に発し、それが促した一ヶ月間の内心吟味を経た到着だったからである。当年一月二十四日の和解は夢殿の神秘にまったく触れない、後者にとって、先蹤をなさぬ。

また、八月三十日の祥月命日にも前掲、「母の十五年忌とて墓参」の記載がある。祖父への言及はない。一月二十四日、八月三十日は青山行

に祖父直道の面影はもとより、生母銀の面影にも会わなかつたようだ。

祖父像とともに、それに寄り添うようにしてしか、生母像は現われぬものか。このあたりの機微を志賀は疑点としない。墓所内におけるふたりの形象化が、祖父没後に始つたという証左になるかも知れぬ。祖父・生母の記載順は没年月日、親等の順位に反する。志賀のうちにある両者の男と女、雄鶏と庇護される者の位置を顕在化したものだ。

明治四十四(一九一)年一月一日、一月十三日の記事に墓参は記されていぬ。翌二月四日付に、九里四郎と「独歩の墓(注、一種ロータ号一六側)に詣で、母の墓へ行きブラ／＼と歩いて歸る」。双方はロータリーを隔てた遠距離にある。

同年二月十三日付は、長文のまとまつた墓参記に仕上げられている。冒頭部を抄出する。

十三日は祖父の忌日で青山へ行く、途中で庄兵エの俣で歸つて来られる母上に会ふ。風もない閑かな日である、自分はブラ／＼杖をひいて墓所へ行つた。いつもの癖で自分は只帽子を取つたゞけで、祖父の墓の前で祖父の事を憶ひ、亡母の墓の前で亡母を憶つた。いづれの墓にも線香が上がつてゐる、(以下略)

全文は義母の供えた香煙がけぶり、清浄の気が漂う墓域を描く。端的な直叙体ではない。志賀自身の举措も心情もすなおに、やさしく物語られてゐる。客観化のはかられた文章だ。日記文中では少し異色だが、傑出した記述のひとつであろう。

義母の車夫を伴つた墓参は、故舅の月命日にあたる供養である。前祥

月十三日は家内に支障があったのだろう。志賀も合わせて青山行を止めたらしい。融和の情緒は維持されている。義母は線香のひと束を分けて直道、銀、正齊、幾の墓前に手向け、自身の「死んで生れた女の子」を埋葬した「石」、その蔭に別の「一と束を総て」供えて帰り去っている。その立ち消えになりそうな線香の包み紙を、志賀はほぐして煙らせてやる。義母の哀切なところを汲んで、こよなく美しい。祖父、生母の墓前で何を「憶つた」か。生前をなつかしく回想したというのではあるまい。文字通り死者を「憶つた」でよい。それで足りよう。

志賀の青山参入の歩調は、かねてより「ブラ／＼」という散策者のそれである。慣用句「杖をひく」も名実を載せていよう。香華、水桶など持参しない。学習院の中等科在学時以来、登下校の途中で立ち寄り、かさねて内村鑑三に啓発されて、会得した放恣な墓所参入である。気ままな、ひとり歩きに注意力は要らぬ。繰り返し訪れ、なじんだ道筋に興味を惹くものはあるまい。心身はゆっくり弛緩している。身構えも、目配りもしない。小林秀雄の評した「決して見ようとはしないで見てゐる眼」（『志賀直哉（世の若く新しい人々へ）』、昭四・一二『思想』）を保っている状態なのか。なるほど、例えば、「どうしたら一番よく捉まへられるだらうと角度など工夫」（堀辰雄『大和路・信濃路』中の「十月」、昭一八・一『婦人公論』）する、視点など探しはしない。意識と無意識との間にたゆとうている。外界の刺戟は遠のき、稀有な明澄、無作為の時を迎えるのだ。

よそ目には、墓所内で志賀はぼんやりたたずむ、虚空を見つめる、あ

るいは黙想にふけるといった姿態であろう。放心して、しかも、私的世界に没入している。内心を「憶ふ」という、いちずな要求にまかせているのだ。「祖父の墓の前で祖父の事を憶ひ、亡母の墓の前で亡母を憶つた」。このリズムミカルにととのえた対句は、決して、思考を凝らして深め、追求していく性質を示してはいない。ある程度でせきとめられて、思慕の念は視覚を帯びて来よう。白昼夢を見ているのだ。映像化された空想裡にある。いま、墓所内にあるとはいいい条、視界は香煙にけふる夢幻の世界である。景情は一致している。

ほかには登場人物のいない郭内で、志賀はひとり無言劇を演じるように振舞う。それは出演者であり、演出家であり、観客をも兼ねたひとり舞台に違いない。自身の優情も、先きに演じて、早や早やと退場した義母の手向けも、心根もことごとく透視されている。声なき声も交わされていよう。映画の世界である。夢のメカニズムは發揮されている。客観化した叙述は、志賀のその自得をうち明けていよう。

しかも墓参後、つまり夢から目ざめた情緒的余韻は安静で、心豊かに響くに相違ない。夢に満足し、堪能できたからである。日記には、帰宅して、

午後ヒルネ。夜久しぶりで朝重の堀川を聞く、歸つて二時間で七十  
五才を老人と改めて先づ書き終つた、二時床につく、  
という。穏やかに、生産的な一日を送る。

夢は夜、睡眠中の無意識に結ぶとは限らない。真昼の知覚神経のゆるみに、緊張感による疲れであれ、日常生活の逃避であれ、ふと忍びこむ。

志賀はみずから墓所におもむいて招き寄せる。

散歩という閑暇のいとなみは、とりわけて視力、視界を解放する。長い歲月、墓所のひとり詣でになれた散歩行為は、志賀をして死者を夢見る人に仕立ててしまったようだ。

局部的な対蹠にすぎないが、二例をひいて見なければならぬ。

夏目漱石『こころ』（大三・九・二〇刊 岩波）に墓域内、墓前の場面

は描かれていない。が、「妻」も「私」も伴わぬ、ひとり墓参行は語る。

「先生」は「例月其日」、「毎月例として墓参に行く日」を定めて、故

「K」の月命日ごとに雑司ヶ谷墓地へ「花を手向けに行く」。その墓参行と散歩とは峻別されている。「私は墓参りに行くんで、散歩に行くじゃないですよ」と。自殺したKの幻影には出会わない。久米正雄の『墓

参』（大一四・一『改造』）も、標題の通り、それを漱石墓参史の形で「私」の綴ったものである。年々、十二月九日の忌日墓参は、どのような用事があっても怠らぬ。毎度、「タクシー」を乗りつけて雑司ヶ谷墓地に通

う。懸命な墓参を自身に課しているのだ。久米も亡き漱石の面影に会わない。いわんや、先生も久米も、死者たちとことばを交わすこともない。

しかし、両作に共通して注目すべき点がある。先生はKの命日に「生きてゐる限り、Kの墓の前に跪まついて月々に、私の懺悔を新たに」する

という。贖罪を積み、ますます「人間の罪」意識が自覚されるにつれて、自殺を考え「死んだ気で生きて行かう」と、決意するようになる。

先生が自殺する契機は、「明治天皇の崩御」と「乃木大将の殉死」とである。「明治の精神」に殉じた先生の死は、無名の一私人のレベルを超

えた歴史性の獲得にとどく。そこに到るまで、K墓参行は「死ぬ機会」を待って、二十年間も先生に生きる力を注入していたのである。しかも、もうひとつ、ひそかな雑司ヶ谷行をたまたま垣間見た「私」を、自身の死後に精神的な血脈者、継承者として得て、次代に遺すことになる。

墓参行が延命、新たな生をきたすという意味では、高山樗牛『瀧口入道』（明二九・九・二〇刊 春陽堂）中のふたつの墓参も同じである。

周知の通り、この短編小説は『平家物語』巻第十より横笛・高野巻・維盛熊野参詣・維盛入水・三日平氏に取材し、自在に潤色をほどこして

まとめたものだ。その「第二十三」章、「第二十七」章の墓参場面は仮構、樗牛の意図的に創った場面である。典拠はない。入道齋藤時頼は、

深草の里に「小高く盛りし土饅頭の上に一片の卒塔婆」を立てた横笛の墓、里人に「恋塚」と呼びならされているに、詣でて無常の念にかられる。また、旧主「小松内府」（内大臣左大将平重盛）の墓前にぬかずいて、

平家一門の悲運に涙をこぼす。平凡な感慨だ。

入道が和歌の浦で割腹するのは二十六歳、平氏が亡び去り、敗走した維盛がついに入水した翌日というふうに設定されている。作家には横笛

の、重盛の墓前で自害する哀切、報恩の瀧口入道を作品化できたはずである。それをしない。墓場は死と、それ以上に再生のモチーフの働く場

所だからだ。主人公二十三歳で始まる物語に、墓参は四年間存命させて、追慕の死よりも、大きな源平興亡という歴史のうねりに殉じた青春像造

型を拓く。われわれが、今なお感銘するのはこの点である。創設したふたつの墓参場面は、青春の歴史化への階梯であるらしい。



久米『墓参』は、——夏目筆子をめぐって松岡譲と確執し、恋に破れた久米は漱石一周忌の会葬と、忌日を期して門下生の集まる「九日会」第二回（大六・一二・九、発会は同一・九）出席を最後にみずから脱落、疎外していく。それから七年間、「夜になつてから、一人ひそかに墓参」しながら失恋や夏目家、松岡、同門の作家たちへのこだわり、やましさを払拭し、晴れて「昼」墓参のできる心境に到達する。立ち直る。この好短編の自解には、次のことが最適であろう。

大正十四年／＼一月、「墓参」其の他を發表した。「墓参」は「敗者」  
 （注、大七・一二『中央公論』）、「破船」（注、大二・一〇一二『主婦之友』）其他すべての決算で、是で半生の迷夢から脱離し得た感がある。

と、『久米正雄全集』第十三卷（昭六・一・五刊 平凡社）所収の自筆「年譜」に記している。雜司ヶ谷墓参によって「迷夢から脱離し得」て、再生をはたしたのである。この自得は、『墓参』の發表誌上、「（大正十三年十二月）」の付記にいう、十二月九日の漱石祥月命日墓参直後の、執筆時のものである。以降、久米はその種の失恋小説に筆を染めない。

墓場は参入者の転生、死から再生への通路である。そのように、作家たちは告知しているようだ。〈——の墓〉、〈——の墓標〉を題する作品や、作中に墓場、墓参場面の設けられた作品は大量にある。しかし右の三作品も、他の作品群も、どのような経過をたどって蟬脱を遂げるか、その秘奥を描いていない。怪奇の世界ならぬ、通常の不可思議な機微に触れた作品はあるのか。一体、それは可能なのか。無意識の、夢の志賀

文学において可能であり、具象化した作品を持つ。

里見淳にも、三女性の心理と姿態と会話とを鮮やかに描いて、巧緻をきわめた短編『墓参』（昭一五・六・一〇発行『サンデー毎日』夏季特別号第19年第29号）がある。墓参行為について深く省察した上での制作ではないようだ。ところが、収録した作品集『白樺叢書里見淳集』（昭一六・五・一五刊 河出書房）の「あとがき」に自注して、

最後のところ、年甲斐もなく調子に乗つてゐる。さして手間暇をか  
 けずに、もつと落ちついた結末にも出来るが、時にはかうした作も  
 いゝと思ひ、承知で、書いた時の調子を保存して置く。

作品末尾に故人の妻子を登場させた、唐突さを指すらしい。当初の構想をはみ出し、思いがけずそこに腐心してしまった、執筆中の自己を語る。悔やみではない。五十三歳の手だれをして「調子に乗」せ、のめり込ませたものの稀有な訪れを告白したのだ。墓参とその後を書いて、最後に、ひと趣向を凝らそうと意図するでもなく、おのずから凝らしてしまつた不思議を訝しむ。ならば、墓参のもたらす飛躍、変更の自得だろう。これが改訂せずに発表した保証となる。

荷風の蠟梅を介在した亡父墓参に、幻視の片鱗すらない。志賀とて、去る明治四十一年一月十三日の朝、憤激のあまりに駆けつけた墓所で祖父、生母の面影に会つてはいるまい。夢見のゆとりがない。

当四十四年二月十三日付の墓参記述は、次のように結ばれる。

自分は此の事を、Cとの関係を主にした長篇の一部に入れやうと思つた、それは今の昌子の生れた事（注、明四一・一一・二誕生）に対

するシニカルな見方を消す道具としてこれを用ひやうと思ふ。

右の執筆計画は実施されていない。文意も判読しがたい。窺われるのはこの日の墓参によって、作品構想に変更をきたしたことである。墓場は転機をもたらす。通路である。夢幻の文学的発動に自覚を抱いていたのだ。それは泡沫ではなかった。志賀文学の生地がここにもある。夢に関心する作家が、墓場の夢に動かされる。墓場の夢も描かねばなるまい。

青山、志賀家墓所に祖父、生母、志賀が会するのは、もしかすると、志賀家三代の象徴、すなわち家系の継承と繁栄とを図式化しているように見える。しかし、若い志賀にはさらに遡及すべき祖先崇拜はない。「曾祖父母」、実は大伯父夫妻の正齊、幾は消去されている。家の累世など考えたことはないようだ。目のあたりに、麻布の邸に父直温、祖母るめが健在である以上、家系三代の悟得は必要なく、それは成り立たぬ。継承をいうならば、直接に血脈のそれを意味するよりほかにない。墓場のモチーフにかなう。

わずかに年一度、志賀は父や祖母に背を向けて、青山詣での夢見にもある。祖父像は前面に、形影あい伴なうように生母像が浮かぶ。享受して何ら怪しまないのは、自ら求めてやまぬものの実現だからであろう。墓所内は自己、その内面投影のスクリーンとなる。白昼の夢は現実と隔絶していない。隣接する。臍帯をとどめて、それに純度を高め、拡大して鮮明に写し出す。現実の意識を、どんなに押し隠そうとしても逆照明するのだ。

谷崎潤一郎の自伝『異端者の悲しみ』(大六・七『中央公論』)は、冒

頭部に陋屋の自室でふける白昼夢を語る。主人公は睡眠と覚醒との、意識と無意識との「中間の世界にさまよひ」、「半意識の状態に揺ら」れている。その裡にあって「自分の自由意志で、思ふがまゝに好きな錯覚を作り出し」、「勝手な夢を織り出し」す快楽に酔う。あるいは、一端は墓所内の志賀にたぐえられよう。が、質的に異なる。谷崎のこれはあまりに人工的、構想的、構成的で、自分の「作り出し」、「織り出し」す特殊な「能力」、恵まれた想像力の誇示があげすけに見える。自尊心の統御のもとに、形象化された空想(白昼夢)の自他への傷害は少ない。無理解者に囲統され、不当な冷遇にあえば、優越感に償われこそすれ、孤高の「異端者」に遠ざかる。全編は誠実で、善良な自己を告白するものとなってしまう。主人公は「亡き母の霊にさゝぐ」という献辞や、初出「はしがき」にいう妹や母の窮死を「悼ましく悲しく」感じるにふさわしい、平凡な好青年ではある。

慕わしい養い親の直道、不幸な生母銀、志賀家の異端者、いわくありげな三者が密閉された、交歓の奥つ城を築いて来た。甘美で、妖しい、痛切な夢見である。あたかも、たがいの傷をなめ合うような。父直温、義母浩、異母弟妹たち、祖母るめは墓所の夢に抵触するとして排除される。友人たちにも黙して明かさぬ、筆録もされていない。

直道の祥月命日と定めた夢殿に入って、志賀の結ぶ想念はひとつしかあるまい。やはり、祖父と生母との間に生を享けた自分、「祖父の子」空想である。「祖父の子」でありたいという、現実の願望が結実したものだ。目覚めて晴れず、霧消せず、払拭できず、理非で処理されぬ性質

を帯びてしまふ。憑きものである。夢見の参籠がせめて年に一度とは寡欲とも、節制ともいえる。危険視する自戒、自己嫌悪、ストイズムも作動していよう。とりもなおさず、「不義の児」だからである。直截、無為自然、虚きな墓所参入者を目指して、無意識の深奥からきざしたものが囚縛し、惑溺を強いる。外部に発動せぬ保証はない。現に、父子不和の一温床を醸成していよう。ことごとくに反抗のみする自身をさいなみ、自省もする。同時に、作家の魅力的な真実の好飼ともなるう。

明けて明治四十五（一九二二）年度は、一月一日付に「墓参」とある。無関係な記事の間にまじった一語は、あやうく見落としそうだ。志賀は旧慣を守っている。にもかかわらず、一月十三日、年来恒例の墓参日にその記載はない。墓参しなかつたのである。当日付のほぼ全文は、「（十三日の明け方見た夢）」の記述で満たされている。

日記には書きつけていないが、故直道の七回忌法要の営まれる当日である。なぜか、徹底的に黙殺したのだ。前日まで私に予定していたであろう青山ひとり詣では、その「明け方見た夢」によって阻止されたと思われる。三回忌法要（明四一・一・一三付）の抗争と屈辱の轍を踏まぬためではない。真夜中の「二時半」に目覚めると、ただちに「床の中でこれを書く」。夢見に睡眠が破られ、書きとどめずにはいられない。一種の吐瀉行為といふべきか。さりとて、解消されたわけではあるまい。

長い夢語りの前半部は「或る男と其姉の死」〔現、『或る男、其姉の死』〕に採用して「三十八・三十九章（大九・三・二五、二七付『大阪毎日新聞』夕刊掲載分）に仮構する。忘れがたい夢だった。生母の悲惨な、哀切き

わまりない臨終の夢は、同様、「其姉」の臨終場面に変更する。同じ仮構が大正「（三年二月十五日）」の執筆年月日を付記した、短い草稿「或る男と其姉の死」に示されている。後年、これを踏襲したものだ。夢見の二年のちに仮構は心せかれて完了し、その時点から持ち越しの構想、編入と知れる、夢見の情景と仮構とは、いくらか径庭がない。が、設定を異にする。生母から姉の死に移項して、本来、夢見に溢れていた哀傷感は緩和されよう。もともと、この夢において、後半部が他の場面に転換してしまうのは前半部の夢見、母の死の悲惨に堪えられなかったからだ。草稿「或る男と其姉の死」の時点で、夢見の母を描くことは放棄したに違いない。

しかし、夢見を自身で解読したその意味を内臓する、もしくは哀絶の夢見を動機とする制作、構想は試みられなかったか。

ことさらに「十三日の明け方」見たとは、故直道の法事日に、むしろ祖父・生母の待つ夢殿行に先き立って訪れた「夢」との注記にほかならない。自得があったのだ。夢が青山の夢殿内を照射し、墓所ひとり詣でが夢の意味をあぶり出す。夢見に祖父が登場しないからとて、存在しないわけではない。有力な黒幕たることは明白だ。祖父の祥月命日である。青山行を放棄したのは、志賀が夢に即応したからである。みずから裁いて、謹慎したのだろう。墓参忌避にあたいする、おぞましい空想、「祖父の子」の夢を弄する墓所であった。この夢が突如、「祖父の子」空想の醜猥さ、悲惨さ、冒瀆性を突きつける。啓示、いわば夢のお告げと解したらしい。悦楽の夢に向けて、告発の夢が襲撃する。空想家は畏怖し

たに相違ない。当日、法要参列もひとり墓参もせず、いっさい法事を記録しないのは、失念やおぼりのゆえではない。おのずと、禁じられたのである。

この日をもって墓参停止期、——後年に復活するから中断期にはいる。「(十三日の明け方見た夢)」の解説、考察は後に述べる。

完備した日記は残っていないが、青山ひとり詣では数年間、その形跡を断つ。各地を旅行と仮寓にあけくれ、居所の定まらぬ時期である。墓参記録はひとつしか見当たらず。それは間遠な連続とはいいかねる。中断は破られていないようだ。忌避されている。墓参の復活期も設定されねばならない。いつ、どのような事情によるか。

青山墓参行は頓挫する。いったん、夢殿は潰えたのである。大正元年八月三十日付に墓参記録はない。九月二十八日付に黒木三次、松平春光、田村寛貞、有島壬生馬ら友人と「青山の墓地から夜になって染井の森田(注、明治)の墓地に廻はる」という。通過したのである。翌二年一月一日も墓参していない。一月十三日付の日記はない。電車禍に遭って、怪我治療中の八月三十日付に墓参の記録はない。九月十三日の月命日に、通院の「かへり祖父の墓参り」とある。祖父を特記して、生母を欠く記述に夢見の成らぬ、あるいは夢見を拒んだ墓参と知れる。夢殿は、いまだ再建されていない。

志賀は大正五(一九一六)年七月三十一日に長女慧子を亡くし、青山墓地に埋葬している。『和解』に詳しい。当然ながら、千葉県我孫子の自宅から上京、青山行は再開される。忌日を「三日を七日と数」えて決

めている。八月五日(二七日)、八日(三七日)、十一日(四七日)のいずれかの忌日には墓参するだろう。十三日に武者小路夫妻が来訪して二泊し、翌十五日は「S夫婦が子供の墓参りに上京」(武者小路實篤『新しき家』、大五・一〇『新潮』)し、また二十日(七七日)には青山に詣でて、康子夫人とともに信州に旅立つ。北陸、京都、奈良を旅行して九月二十日に帰宅している。以降の墓参した日の記録はないが、想定される必要がある。前掲、大正六年七月三十一日(故慧子の一周忌)、八月三十日(故生母銀の二十三回忌)、翌年一月十三日(故祖父直道の十三回忌)へと間断なく墓参が続くようになる。それらは夢殿再興であるのか。

青山、志賀家墓所が志賀ひとり参籠した夢殿であるのは、墓前に祖父、生母と親しく面談しえる密室であったからだ。故人ふたりの冥福を祈る墓参行を意味しない。甘美な「祖父の子」空想にふける、特異な墓参者が特異な墓参変遷史を形成して来た。なおも、移り変わり行く。

夢殿は荒唐無稽な空想をそそり、これに淫するところであるのか。いや、破邪顕正のさとしを垂れる聖所こそふさわしい。真正の啓示なくしては夢殿でありえぬ。何よりも、想起されるのは、

亦、太子、<sup>いかるが</sup>鶴ノ宮ノ寢殿ノ傍ニ屋ヲ造テ、夢殿ト名付テ、一日二三度沐浴シテ入給フ。明ル朝ニ出給テ、<sup>あした</sup>閻浮提ノ善悪ノ事ヲ語り給フ。亦、其ノ内ニシテ諸ノ<sup>もうもろ</sup>経ノ疏ヲ作り給フ。(『今昔物語集』巻第十一)

本朝付佛法 聖徳太子於此朝始弘佛法語第一

周知の聖徳太子説話である。いかるがの宮邸内に「屋」を建て、夢殿

と命名したのは理由があろう。いずれも夢告の所為、それに依拠したものである。ならば、太子は身を清めて籠り、明けて「閻浮提ノ善悪」を判じえたのだ。

妄執を断ち、迷夢を晴らす夢殿でなければならぬ。空想は現の表面に志賀の恣意に、よこしまに求めて描いた虚像にすぎず、真正ではないと訪れ来たった夢告、示現のたぐいの受納者は夢想を得たのである。『和解』に、志賀は執筆中の「空想家」を「夢想家」と改題している。ともに自称であり、自画像であろう。改題、改稿の契機は大正六年七月三十一日の青山、志賀家墓所ひとり参りのほかにはない。墓所で結んだ空想は、夢想によってのみ浄化されよう。志賀にはその自覚があったのだ。合理的、構成的な空想と、夢想とは同義ではない。同義語ならば、改題の必要はない。次元の異なる悟りが開かれる。結果的に、空想家のまえに父子不和が横たわり、夢想家のもとに父子和解が訪れる。

夢想は無意識の最深奥が発する絶対、無垢、神聖の「お告げ」である。しばしば、神仏のを冠して用いるが、当然だろう。その感応を『焚火』（大九・四『改造』、原題は「山の生活にて」）に、「夢のお告げ」として語っている。夢がもつとも鮮明、確実に伝えるからである。志賀は、それを信じる。夢想を授かった体現者だからだ。この意味で、猪谷六合雄の「変な」、「不思議」な体験を描いた『焚火』、その完稿は自身の「和解」体験のあとになる。

志賀直哉に青山、志賀家墓所で紡いだ空想、授かった夢想にちなみ、制作動機に持ち、あるいは体現する作品は多い。直接には『城の崎にて』、

『赤西蠣太』、『和解』、『或る朝』、『空想家』改題・改稿「夢想家」の構想、さらに行く手にある『暗夜行路』、その根幹構想の形成などである。これらは基軸ともいふべき制作だ。他に関連作もあろう。『焚火』もひとつだ。『范の犯罪』も加えねばなるまい。

注

- (1) 『志賀直哉全集』第十四卷（昭四九・八・二八刊 岩波書店）所収「年譜」による。また、明治四十五年四月七日付日記を参照。
- (2) 大正二年一月六日 印刷局発行『官報』第二百二十八号の「叙位及辞令」欄に、「大正二年一月四日」付で「叙正四位 従四位勲五等永井久一郎」及び「特旨ヲ以テ位一級被進 従四位勲五等永井久一郎」とある。
- (3) 「檀樂会」とその「詩人」について、『明治文学全集62明治漢詩文集』（昭五八・八・二五刊 筑摩書房）に記述されている。